

官報号外 昭和三十九年四月二

号外 昭和三十九年四月二十二日

<p>昭和三十九年四月二十二日(水曜日) 午前十時二十分開議</p> <p>議事日程 第十八号</p> <p>昭和三十九年四月二十二日</p> <p>午前十時開議</p>
<p>第一 肥料価格安定等臨時措置法 (趣旨説明)</p> <p>第二 通商に関する日本国とオーストリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)</p> <p>第三 通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)</p> <p>第四 道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>第五 郵政省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p> <p>第六 旧金銀勅章年金受給者に関する特別措置法案(草葉隆圓君外十六名発議)</p>
<p>第七 農業改良資金助成法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>
<p>第八 農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>
<p>第九 毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>第一〇 保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>一一 自家用自動車の一時輸入に關する通商條約の実施に伴う関税法等の特例に關する法律案(内閣提出)</p>
<p>一二 臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案(内閣提出)</p>
<p>一三 石油資源探鉱促進臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>
<p>一四 金属鉱物探鉱融資事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)</p>
<p>○本日の会議に付した案件 一、請假の件</p>

月二十二日

		案
一、日程第十二	臨時船舶建造調整 法の一部を改正する法律案	
一、日程第十三	石油資源探鉱促進 臨時措置法を廃止する法律案	
一、日程第十四	金屬鉱物探鉱融資 事業団法の一部を改正する法律案	
左の通り指名した。	○議長(重宗雄三君) 諸般の報告は、 朗読を省略いたします。	

内閣委員		(国会法第四十二条第三項の規定によるもの)	
同	植木	光教君	
地方行政委員	占部	山本伊三郎君	
法務委員	高橋	秀男君	
外務委員	山本	鶴君	
大蔵委員	佐野	進君	
同	上林	鳥島徳次郎君	
文教委員	二木	利壽君	
同	久保	廣君	
商工委員	吉武	謙音君	
同	八木	佐野君	
同	近藤	忠次君	
同	鶴代君	市君	
造考外四名発議	一郎君		
同日議長は、内閣から予備審査のため 送付された左の議案を石炭対策特別委 員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため 送付された左の議案を石炭対策特別委 員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため 送付された左の議案を石炭対策特別委 員会に付託した。	同日議長は、内閣から予備審査のため 送付された左の議案を石炭対策特別委 員会に付託した。
鉱山保安法の一部を改正する法律 案	同日左の内閣提出案を衆議院に送付し て承認を求めるの件	同日左の内閣提出案を衆議院に送付し て承認を求めるの件	同日左の内閣提出案を衆議院に送付し て承認を求めるの件

自家用自動車の一時輸入に関する通
関条約の締結について承認を求める
の件

道路交通に関する条約の実施に伴う
道路運送車両法の特例等に関する法
律案

地方公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案

納稅財團組合法の一部を改正する法
律案

日本貿易振興会法の一部を改正する
法律

同日国会において承認することを議決
した左の内閣提出案を受領した。

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提
出案に対する衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案

予防接種法の一部を改正する法律
案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

地方自治法百五十六条第六項の規
定に基づき、近畿圈整備本部大阪事
務所の設置に関し承認を求めるの
件

同日内閣總理大臣から議長宛、農林大
臣官房予算課長太田康一君の第四十六
回国会政府委員を免じた旨の通知書を
受領した。

去る十六日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

地方自治法百五十六条第六項の規
定に基づき、近畿圈整備本部大阪事
務所の設置に関し承認を求めるの
件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

オリエンピック東京大会記念のための
千円の臨時補助貨幣の発行に関する
法律案

日本貿易振興会法の一部を改正する
法律案

同日本院に通知した。

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提
出案に対する衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

予防接種法の一部を改正する法律
案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を承認することを議決した旨衆議
院に通知した。

同日本院は、衆議院回付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案

同日衆議院から、同院において修正議
決した左の内閣提出案を受領した。

予防接種法の一部を改正する法律
案

オリンピック東京大会記念のための
千円の臨時補助貨幣の発行に関する
法律

同日本院は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

地方公務員共済組合法等の一部を改
正する法律案

日本貿易振興会法の一部を改正する
法律

同日本院において承認することを議決
した左の内閣提出案を受領した。

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法
律案

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

同日衆議院から、同院において修正議
決した左の内閣提出案を受領した。

内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

労働省設置法の一部を改正する法律
案

内閣委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

中小企業退職金共済法の一部を改
正する法律案

文教委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

農林漁業金融公庫法の一部を改正す
る法律案修正議決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の
内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

内閣提出案は、同院においてこれを可
決した旨の通知書を受領した。

下級裁判所の設立及び管轄区域に關
する法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

国際観光ホテル整備法の一部を改
正する法律案

内閣委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

去る十七日内閣から予備審査のため左
の議案が送付された。よって議長は即
ちこれを委員会に付託した。

国家公務員に対する寒冷地手当、石
炭手当及び薪炭手当の支給に関する
法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

法律の一部を改正する法律案

内閣委員会に付託

同日本院は、衆議院の修正に同意した
旨衆議院に通知した。

3

肥料の国内需要を優先的に確保し、内需向け供給にいささかの不安もなからしめる措置をとることいたしました。すなわち、肥料の輸出、特にあとに述べます日本硫安輸出株式会社の肥料の買入については、農林大臣及び通商産業大臣が定める肥料の需給見通しに基づいて通商産業大臣が承認するものとし、その承認については、農林大臣の同意を要するものといたしておるのであります。また、前記需給見通しを定めたときは、これを関係者に對し通知するものといたしております。

第二に、国内価格の安定について申し上げます。

まず、肥料の生産業者と販売業者が互に共同して自主的に価格取りきめを締結することができるよう、当該共同行為について独禁法の適用を除外することといたしております。

次に、農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめが農業または肥料工業の健全な発展に支障を与える等、不適当と認める場合には、その取りきめの変更を命じ、または締結を禁止しなければならないこととしているのであります。

さらには、農林大臣及び通商産業大臣は、右の取りきめの締結を促進するため、これに必要な資料を当事者に対し交付し、または取りきめの締結に関し

必要な勧奨もしくは助言を行なうこといたしたのであります。

また、その当事者の双方またはいずれか一方から申請があつた場合において、肥料の輸出について一手輸出体制を引き続きとするものとし、このため、日本硫安輸出株式会社を存置することといたしておるのであります。

第三に、肥料の輸出についてではありますが、これに関する限りでは、農林大臣及び通商産業大臣は調停を行なうことといたしておるのであります。

一方から申請があつた場合において、肥料の輸出について一手輸出体制を引き続きとするものとし、このため、日本硫安輸出株式会社を存置することといたしておるのであります。

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございました。順次発言を許します。中田吉雄君。

〔中田吉雄君登壇、拍手〕

中田吉雄君 私は、ただいま提案されたました肥料価格安定等臨時措置法案に対し、日本社会党を代表いたしました。池田総理並びに園田閣僚に対しても、池田総理並びに園田閣僚に対する質問せんとするものであります。

池田総理は、昨年の総選挙の際に、農業の近代化に対して思い切った施策を講じたいと所信を表明されました。

かかるに、昭和三十九年度の農業予算は、食管の赤字を差し引きますと、わざかに二千三百三十四億円、予算全体

に対し七・二%にすぎません。まことに立ち入り検査を行なうことができる

ことといたしておるのであります。

第五に、この法律は、現在における肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附則におきまして五年以内に廃止することといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、この十年間で千六百十九億円、うち財政資金は三百十七億円の多きに達

しておられます。このほか、昭和三十八

年から体質改善のため百六億円の財政

資金が予定されています。今日までの

ところ、硫安の中に占める減価償却費

や借り入れ金に対する支払い利息が増

大いたしまして、価格の引き下げを著

しく阻害しております。しかし、償却

が進むにつれましてこれも急速に下

がってまいります。しかるに、合理化

による効果が国内農民の利益となつて

これからこようとしますやさき、マル

公制度を廃止しますから、これでは合

理化のメリットが肥料資本の独占する

ところになるではないか。われわれ

は、あくまで価格決定にコストが反映

されまして、合理化メリットが国内価

格にも適正に反映する措置を、最低限

の要求として求むるものであります。

新法にはかような保証がないではありませんか。いまの価格を据え置き、値

上げせずとも、メーカー

には利益があるはずであります。総理

の御所見をお伺いいたします。

本肥料年度は、計画では、輸出見込

みは二百三十四万トンであります。

として育成せんとするものではない

と、肥料二法失効後の措置について、わ

がいに共同して自主的に価格取りき

めを締結することができるよう、当該

共同行為について独禁法の適用を除外

することといたしておるのであります。

第六に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適当と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第七に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第八に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第九に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十一に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十二に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十三に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十四に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十五に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十六に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十七に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十八に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第十九に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第二十に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

ければならないこととしているのであ

ります。

第二十一に、肥料の生産業者と販売業者

及び肥料をめぐる客觀情勢にかんがみ、附

則におきまして五年以内に廃止するこ

とといたしておるのであります。

以上が肥料価格安定等臨時措置法案

は、右の取りきめが農業または肥料工

業の健全な発展に支障を与える等、不

適當と認める場合には、その取りきめ

の変更を命じ、または締結を禁止しな

</div

が、その点の御所見をお伺いいたしま
す。

が、その点の御所見をお伺いいたしました。次に、新法は、バルクライン方式をやめまして、生産業者と販売業者との協議によって価格をきめ、通産、農林両大臣が取りきめの変更を命じ、締結を禁止することができます。また、協議がととのわない場合には、政府は調停価格を指示することができます。しかるば、この場合、政府はいかなる価格を基準としまして変更や禁止や調停を行なわれるのでしょうか。それは実際のことまでの取引価格でありますか。バルクライン方式によつてはじき出されましていた価格でありますか等を、明確にいたしていただきたいと思う次第であります。出血輸出に向けられる硫安コストの固定費部分を国内向けの出荷価格に織り込みました西独方式によるよろな調停価格は、断じて農民は承服いたしません。内需バルクに基づいて計算いたします現在のやり方は問題があるといつてしましても、重要な参考資料になると思いますが、御所見をお伺いいたしました。

かどうかは、一に、妥当なる生産費計算ができる、これが明示されるかどうかにかかるといわなくてはなりません。したがつて、法三条にいいます政府の交付すべき資料とは、コストと解していいと思うのですが、いかがでござりますか。しかも、少なくともコストは、現在、肥料審議会に提出されてゐる以上に詳細なものが必要であり、そして、コスト調査の機関を一そろ充実すべきではないか。本法案はこのことを要請していると思うのですが、御所見をお伺い申し上げます。

新法では肥料審議会がなくなつてい
ます。したがつて、価格についての農

す。出血輸出に向けられる疏安コストの固定費部分を国内向けの出荷価格に織り込みました西独方式によるよろな
調停価格は、断じて農民は承服いたしません。内需バルクに基づいて計算いたな
します現在のやり方は問題があるとい
たとしても、重要な参考資料になる
と思いますが、御所見をお伺いいたし
ます。

を置かれないのか、理由をお伺いいた
します。

り、輸出見込み三百三十四万トンの一
七六%で、輸出は非常に活況を呈して

わが國はその八年後の一九二五年にこれを承認しました。しかるにアメリカ

肥料二法下の硫安工業に対する政府の三百十七億円の財政融資、五十二億円の税法上の恩典等の保護政策にかかるわらず、合理化目標を大きく下回り、三十八年度の硫安の公定価格は五十一ドル五十七セントですが、輸出価格は比較的高値の昨今でも、なお大きな開きがあります。まず、なぜ計画を下回つたか、通産大臣にお伺いいたします。政府の財政、税制の援助にもかかわりませず、いまなお合理化目標を達成できず、国内価格と輸出価格とに大きな

開きがありますのに、なぜ、原案にはあつたと伝えられますが、合理化の条

おります。これは、歐州の本年春の寒波襲来による減産と需要の増大等、一時的要因にもよりましようが、しかし、この需要は相当続くと思いますが、長期の展望に立ち、国際的な需給の見通しについて、福田大臣からお伺いいたします。一番重要なことは、欧州の輸出国の生産動向、ソ連、中共の需要の的確な把握だと思います。調査員を現地に特派いたしましてこれに当たらせる必要があると思いますが、その用意はないかがござりますか、お伺いいたします。

リカは、一九三三年、すなわちソビエト政権ができましてから実に十六年後、に、やつとこれを承認しております。戦前のわが国外交の自主性を想起すべきだと思う次第であります。アメリカ外交の硬直性は歴史的な事実であり、これに追随しては國を誤るものといわなくてはなりません。松村・慶承志の間に肥料輸出の三年契約ができた以上、あります。これに積極的に協力し、肥料生産の本格的な体制を整備すべきだと思いますが、御所見をお伺いいたします。

硫酸部門の合理化等、コスト引き下げの余地があるのに、合理化を新法に織り込まなかつたのはなぜでしょう。安会社が自力でこなし得るとみられたからでしょうか。安い回収疏安を優先的に輸出に回したりして、国内価格で転嫁することを期待されたのでしょうか。もし合理化を盛り込めば、国の財政負担を伴うとして、これを避けたのでありますれば、政府の責任は重大と言わなくてはなりません。明確にしていただきたいと思う次第であります。

九十二万トンで、全体の三三%を占め、輸出の最大の市場であり、さらにふえることが予想されます。したがつて、共産圏市場は保安工業にとって死活的な重要性を持つてまいりました。アメリカのアライド・ケミカルは、台湾に進出して生産を開始し、来年からは日本からの肥料を買わなくともいいということになります。もはや台湾政府等に遠慮をする必要はないと思います。わが党は、共産圏貿易に対して、肥料といわば、プラント輸出といわば、台湾やアメリカに気がねせず、もつと積極的に不動の方針を確立すべくと思うが、いかがでありますか。労農政府が一九一七年に成立しました

認したことは注目すべき点であります。この種カルテルは、金属鉱物等安定臨時措置法に認められた二番目のカルテルでございます。カルテルは、全工業製品の三分の一を支配し、価格つり上げの大きなかてことなっています。特に、肥料の国内価格は、輸出価格より三割も割り高であります。メーターが、価格カルテルの力によつて、国内価格に一そくしわを寄せたのではないかといふのが農民の心配するところであります。したがつて、生産者と販売者の取りきめは、敵に基準価格の決定だけであり、数量の決定、生産の調整をしたりしてはならぬと思います。また、個々の業者が基準価格を下回る植

段で取引をしても、これを過当競争をしたものとして取り締まることは、断じてあつてはなりません。一定の条件に適しないものは価格の取りきめの変更または禁止を命ずることになつており、公正取引委員会にも処分請求権を規定していますが、独禁法の嚴正なる運用が望まれる次第であります。渡邊委員長の御所信のほどをお伺いしたいと思う次第であります。

わが党は、本法案に対し、輸出産業としての肥料工業の健全なる発展と、内需の優先確保、輸出赤字の国内非転嫁、合理化の推進等、農民側の要求が、新法にいかに調和的に織り込まれているかを中心として、慎重に審議し、農民と農業団体の要請にこたえんとするものであることを申し上げて、私の質問にかかる次第であります。

(拍手)

〔國務大臣臣田勇人君登壇、拍手〕

○國務大臣(池田勇人君) 御質問の第一点は、選挙の公約である農業に対し、の革新的措置が予算面にあらわれていいではないかというお尋ねでござります。予算の内容を御検討いただければ、私は革新的予算ができると考えております。すなわち、農業基盤整備費におきましては、前年に比べまして二割の増であります。また農業構造改善費は前年に対して六割以上の増になつておるのであります。また農林生産物の流通改善費につきましても四割

近い増加をいたしております。そういう一般的の経費ばかりでなしに、金融にあきましてはそのワクを増大するのみならず、多年の願望でありました無利子貸し付けを十八億円から四十五億円、三倍近く増加に相なつております。つぶさにごらんくださいましたならば、われわれが公約を十分に実行しているということが言い得ると思うのであります。

次に肥料政策についてでございますが、いまから十年前に肥料二法案をこしらえましたときと、いまとは、非常な事情の変化があります。国内の生産から申しましても、また海外の肥料事情から申しましても、お話をあります。したがく、いまや売り手市場になりつつあるのであります。こういう機会に、二百万トン近くしか製造しなかつた、しかもあのときにはどうしても内需を確保しなければならぬという至上命令のためにつくつた二法案を、いまもまだこれを墨守しようということは、時代の変化にあまりにもむとんちやくと言わなければなりません。したがいまして、最近の国際市場、ことに肥料関係のヨーロッパのあり方、またお話をありました東南アジア、こと工業の合理化、そして農民へ低廉な安定了した肥料を供給しようといひたてますから、法案の改正をいたしたのでござります。したがいまして、御心配

のこれから肥料価格というものは、私は、いまの需給の大緩和の点から申しまして、低位に推移すると思います。また、輸出価格の値下がりを国内に転嫁するというふうなこととの御心配でございますが、これは政府は十分監督できるのであります。また輸出価格も、いまの韓国へ四十四ドル五十セント、これがだんだん高くなってきた。いや、ちょうど外國におきましては補助金を出しておったのを、あるいはやめる傾向になつておられますので、いまに肥料は国内価格と国際価格がマッチしていく、そうして輸出の損を国内価格に転嫁するということは絶対にない。わざと、お考えの情勢であるということを、お見通し等について、違ひはないと存じます。ただ、たてますが、生産者及び販売業者との話し合いで、ものをきめたいと思うのであります。

なお、疏安工業の合理化の進展につきましては、われわれはこの資材が農業の発達に非常に必要な点でございまして、十分に合理化の進展に努力いたしまして、価格の低位安定に力を尽くしていただきたいと考えておる次第であります。(拍手)

〔國務大臣赤城宗徳君登壇、拍手〕

○國務大臣(赤城宗徳君) 新法では内需が不安定じゃないか。こういうような第一の御質問でございます。先ほどお話をありましたように、二法制定当時と違いまして、生産が非常にふるいことは、たてますから不適当でございました。四割程度輸出しているといふことでござりますから、内需の優先

はこれは十分できるといふうに考えます。ただし、時期的とか、あるいは

等におきまして、適当と認める価格に

よつては正をし、あるいは調停をする

といふうな考え方でございます。

第三に、価格を当事者間できめる場合にその資料を政府が交付するとのことですが、その交付は、生産費、調査費等を含めた資料であるかどうかということでございます。政府といたしましては、従来のとおり、合理化の資料とか、あるいは生産の資料等を提出させ、あるいは事務所等を調査するといふうな権限を持っておりますが、当事者に交付すべき資料につきましては、企業の機密にわたらないものは、十分これを交付して当事者が話し合いをする資料とし、便宜にいたすつもりでございます。

第四に、肥料審議会を設けなくなりた理由はどうかということでおきます。ですが、御承知のように、たてますが、当事者間の話し合いでいく、それに対して是正命令も出し、あるいは調停に付する、あるいは輸出の承認につきましては厳格にこれを行なつていいことにしております。ただし、生産あるいは保有あるいは価格等を決定するたで、現行のよろしい統制方式をとりません。したがいまして、生産あるいは保有あるいは価格等を決定するための肥料審議会といふものは設けないで、十分に政府としてこの法律の機能を發揮させることができる、こういふうに考えて、肥料審議会は設けな

いことにいたした次第でござります。

卷之三

○國務大臣(福田一君) 私に対する質問の第一点は、輸出赤字が農民に転嫁されることになりますが、こういうことであると思います。それについては、総理からも御説明ございましたが、私からも補足させていただきます。
御案内のように、肥料産業というのは、装置産業、いわゆる設備をたいへんたくさん必要とする産業でござります。それではありますから、設備ができました以上はそれを遊ばせておくわけにはいかない。相当量をやはりつくるということになります。したがって、量は確保できることは、中田さんが御指摘になつたとおりでございます。そこで、その量ができるのを、どんどん輸出してしまいますと、今度は国内不足りないといふことがありますから、輸出承認という形で、国内の量を確保するということをまず考えておるわけであります。
一方、価格の問題でございますが、価格はこの十年の間に大体一六%ぐらいい低下いたしております。ほかの物価は上がりましたけれども、低下いたしました。これは資材とか、あるいは労賃というようなものがどんどん上がらない。これは資材とか、あるいは労賃というようなものがどんどん上がったことによると思いまます。それでございまして、総理からも御説明ございましたが、私からも補足させていただきます。

たことが一つの原因にもなつておるわけであります。しかしながら、なるべく価格を安くしなければなりませんから、そこで、昨年からまた百六億円の、これも御指摘がありましたように、合理化資金をつけて、そして合理化をやつておるわけであります。したがつて、その合理化をされたメリットといふものは、当事者同士の話し合いの点において、やはり資料としてもある程度出てまいりますから、値段をきめる場合には、これだけ君のほうは合理化されておるじゃないかというようなお話し合いができるのでありますから、私は値段はだんだん安くなつて安定をしていくものと考えておるわけでございます。

次に、今後の輸出計画についてどう考えておるか、こうしたことなどをいきます。仰せのとおり、歐州におきましては、昨年非常な寒波が襲来いたしましたが、そのために水力発電が動かなければならぬのであります。したがつて、電力不足で肥料ができなかつた。あるいはまた、非常に寒い、したがつて、肥料をよけい必要としたといふような事情もございましたし、またソ連は、農業生産をもつと拡充したいといふような考え方で転換されております。等々のこととございますが、今後相当量まだこの肥料の増産といふことが必要になると思います。で、こういふことについて、何らかの調査その他の方法を考えておるかということでおざいます。われわれいたしまし

では、ことしの予算に、お説のよよりますに、そういう調査をする予算を取りまして、そうして海外市場の調査に万円を期したいと考えておるところでござります。

それから、今度松村先生が行かれまして、廖承志氏との間で肥料の三年間の長期契約をしてきたが、これをもつと応援して積極的にやつてはどうかといふ御趣旨であります。われわれとしては、政経分離のたてまえとしてしまして、適正な価格で、適正な条件によつて輸出をするということを希望むところでございます。しかし、どういう内容でおきめになつてきただか承知をいたしておりませんので、松村先生がお帰りになりまししたら、そちらの事情も十分お聞かせを願いまして、そしてただいま申し上げたよるに、国内の必要量を確保するというふとをまず第一条件に置いて、その後においては適正な価格によつて肥料を出すということについては、これを十六考慮してまいりたいと、かように考おるところでござります。(拍手)

〔政府委員渡邊喜久造君登壇、拍手〕

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えいたします。

この法案で認めようとしておりますが、その間の団体交渉によつて行なおうとするものであります。したがいま

て、この種の取りきめによりまして、
メーカー側が一方的に硫安の輸出赤字
を国内価格に転嫁するという心配は、
直ちには出てこないものと考えます。
もちろん、両者の力関係で弊害の生ず
るおそれが全くないとは言い切れませ
ん。したがいまして、法案第一条第二
項には、主務大臣がこの取りきめを認
可するための要件をきめております。
そして、これら要件を備えておらない
場合には、主務大臣がその取りきめの
締結の禁止または変更を命じ得ること
になつておりますし、また、公正取引
委員会としましても、そのような場合
には主務大臣に対して処分請求をする
ことができることになつております。ま
た、生産調整や出荷調整は、国内向け
硫安については全く認められておりま
せん。ただ、輸出向け硫安について
は、日本硫安輸出株式会社に譲渡すべ
き硫安の数量に関し、生産業者間の取
りきめが認められておりますが、この
場合にも主務大臣が必要な規制を加え
得ることとなつており、さらに、公正
取引委員会としましても、主務大臣に
対して処分請求することになつてお
ります。公正取引委員会としまして、法
は、これらの条項に基づきまして、法
の運用にあたっては最も厳正に措置し
てまいる所存であります。(拍手)

○牛田寛君 私は公明会を代表して、肥料価格安定等臨時措置法案につきまして、總理並びに農林、通産各大臣に若干の質問を行ないたいと思います。

この法律案は、すでに昭和三十六年以來問題とされていた現行のいわゆる肥料二法にかわるものであつて、この問題については現在なお数々の異論のあることは周知の事実であります。現行二法は、この十年間、肥料の安価で安定した供給を確保するということと、肥料工業の合理化を促進するといふこととの二つの役割りを果たしてまいりました。現在において、すでに合理化は実現され、安定した供給も一応確保されて、現行二法の役割りは終わつたと言つることができます。ただ一つ残された問題は、安い価格で肥料を供給するという点であります。現在農業の振興が強く要請されているときに、農業の重要な生産資材である肥料の安い供給は、あくまでも確保されなければならぬと考えます。この意味からも、また、肥料工業がその合理化と品質改善をなし遂げた現在におきましては、この法律が農家に対して安い価格で肥料を供給するといふ役割りを強力に果たすことを、第一義として考えなければならぬと思うものであります。この点について、まず總理、農林、通産各大臣のお考へを承つておきたいのであります。

では、ことしの予算に、お説のように、そういう調査をする予算を取りまして、そうして海外市場の調査に万方力を用いて、期したいと考えておるところでござります。

それから、今度松村先生が行かれまして、慶承志氏との間で肥料の三年間に亘る長期契約をしてきたが、これをもつと応援して積極的にやつてはどうかといふ御趣旨であります。われわれとしては、政経分離のたてまえをございまして、適正な価格で、適正な条件によつて輸出をするということは望むところでございます。しかし、どういう内容でおきめになつてきましたかといたしまして、松村先生がお帰りになりましたら、そちらの事情も十分お聞きさせを願いまして、そうしてただいま申し上げたよろしく、国内の必要量を確保するということをまず第一条件に置いて、その後においては適正な価格によって肥料を出すということについては、これを十分考慮してまいりたいと、かように考へておるところでござります。(拍手)

〔政府委員渡邊喜久造君登壇、拍手〕

○政府委員(渡邊喜久造君) お答えは

で、この種の取りきめによりまして、
メークー側が一方的に疏安の輸出赤字
を国内価格に転嫁するという心配は、
直ちには出てこないものと考えます。
もちろん、両者の力関係で弊害の生ず
るおそれが全くないとは言い切れませ
ん。したがいまして、法案第二条第二
項には、主務大臣がこの取りきめを認
可するための要件をきめております。
そして、これら要件を備えておらない
場合には、主務大臣がその取りきめの
締結の禁止または変更を命じ得ること
になつておりますし、また、公正取引
委員会としましても、そのような場合
には主務大臣に対して処分請求をする
ことができるこになつております。ま
た、生産調整や出荷調整は、国内向け
疏安については全く認められておりま
せん。ただ、輸出向け疏安について
は、日本疏安輸出株式会社に譲渡すべ
き疏安の数量に関して、生産業者間の取
りきめが認められておりますが、この
場合にも主務大臣が必要な規制を加え
得ることとなつております。さらに、公正
取引委員会としましても、主務大臣に
対して処分請求することになつてお
ります。公正取引委員会としまして、法
の運用にあたっては最も厳正に措置し
ます。これらの条項に基づきまして、法

○牛田寛君 私は公明会を代表して、肥料価格安定等臨時措置法案につきまして、總理並びに農林、通産各大臣に若干の質問を行ないたいと思います。

この法律案は、すでに昭和三十六年以來問題とされていた現行のいわゆる肥料二法にかわるものであつて、この問題については現在なお数々の異論のあることは周知の事実であります。現行二法は、この十年間、肥料の安価で安定した供給を確保するということと、肥料工業の合理化を促進するということとの二つの役割りを果たしてまいりました。現在においてすでに合理化は実現され、安定した供給も一応確保されて、現行二法の役割りは終わつたと言ふことができますが、ただ一つ残された問題は、安い價格で肥料を供給するという点であります。現在農業の振興が強く要請されているときに、農業の重要な生産資材である肥料の安い供給は、あくまでも確保されなければならぬこと考えます。この意味からも、また、肥料工業がその合理化と体質改善をなし遂げた現在におきましては、この法律が農家に対して安い價格で肥料を供給するといふ役割りを強力に果たすことを、第一義として考えな

てまいる所存であります。(拍手)

ければならないと思うものであります。この点について、まず総理、農林、通産、各大臣のお考えを承つておきたいのであります。

次に何いたいことは、このような対立意見の多い、しかも、わが国の化学工業と農業という二つの産業に重大な影響を持つ基本的な問題の処理について、政府のとった態度についてあります。すなわち、新法の立案について正式に肥料審議会が開かれず、最後まで非公式な懇談会等の話し合いによる意見調整というやり方で始終したことあります。審議会の答申を軸として対立見解を調整していくという方向をとるべきではなかつたか。この新法の内容を見ますと、その運用のいかんによつて立法の趣旨が左右され得ることが、十分予想されるところであります。将来の適切な運用を期する上からも、この際、何ゆえにこのような扱いをなされたのか、その理由を、農林、通産大臣より明らかにしていただきたいのであります。

第三に、現行のバルク・ライン方式

第五番目に、昭和三十七年十二月の閣議決定による硫安工業対策の中、

体質改善対策として、開銀及び北海道東北開発公庫からの融資百六億円が決

定されました。従来の硫安から他の肥

料形態への転換対策をさらに一步進め

て、アンモニアの多角利用という点にございました。先ほど問題がございま

して、消費者である農家の育成と保護、農業の振興の必要性が強く要求さ

れている今日において、何ゆえにこれ

を廢止したのか、その理由と経過を明

らかにいただきたいのであります。

第四番目に、肥料工業の体質變化に

よりまして、現行法制定当時の条件が

官報(号外)

変化し、法律によらなくとも価格が下がるということ。さらに、合理化による多角的生産形態ができ上がつたためコストの算定が困難になつたといふことが、公定価格制を廃止、話し合いで非公式な懇談会等の話し合いによる方式によることとした理由の一つであります。しかし、新法の立案について正式に肥料審議会が開かれず、最後まで非公式な懇談会等の話し合いによる意見調整というやり方で始終したことあります。審議会の答申を軸として対立見解を調整していくという方向をとるべきではなかつたか。この新法の内容を見ますと、その運用のいかんによつて立法の趣旨が左右され得ることが、十分予想されるところであります。将来の適切な運用を期する上からも、この際、何ゆえにこのような扱いをなされたのか、その理由を、農林、通産大臣より明らかにしていただきたいのであります。

第三に、現行のバルク・ライン方式

第五番目に、昭和三十七年十二月の閣議決定による硫安工業対策の中、

体質改善対策として、開銀及び北海道東北開発公庫からの融資百六億円が決

定されました。従来の硫安から他の肥

料形態への転換対策をさらに一步進め

て、アンモニアの多角利用という点にございました。先ほど問題がございま

して、消費者である農家の育成と保

護、農業の振興の必要性が強く要求さ

れている今日において、何ゆえにこれ

を廢止したのか、その理由と経過を明

らかにいただきたいのであります。

第四番目に、肥料工業の体質變化に

よりまして、現行法制定当時の条件が

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。すでにアンモニアの需要構造が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに言われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による利益が直接硫安価格の引き上げに反映するといふふうに思われておりますが、これが逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

このように言われ、これが公定価格制の廃止の有力な理由になつていると言つておりますが、反面、過去三回にわたつて合理化促進のための強力な政策が急速に進んだと見られるのであります。さらに、合成化学工業の発展を背景とするといふふうに思われておりますが、これを逆に考えますと、合理化による改善が急速に進んだと見られるのであります。そこで逆に考えますと、合理化による

おいて輸出向けと国内向けとの二重価格が生まれることになるのであります。先ほどのお話では、輸出の赤字が國內価格に転嫁されることはないといふようなお話をございましたけれども、この二重価格が生まれるというと、自体が、すでに輸出の赤字が國內に転嫁されるという機構上の問題となつてあらわれると思いますが、この点について通産大臣からお考えを承りたい。

第十二番目に、新法は、輸出については、国内需要を確保するため、輸出の調整が主要目的となつております。この法案の基礎となつた肥料問題懇談会の意見書におきましては、「肥料の輸出については、国際競争の激化と主要輸入国における輸入一本体制に対応し、健全なる輸出の振興を図るため肥料輸出についての業界の協調を図り、肥料の一手輸出体制をとることが必要である」と、輸出体制についての意見が述べられております。しかし、この法案においては、このような積極的な輸出体制についての条項はな

いようであります。長期的な観点からするならば、日本の輸出貿易にとりましても、肥料の輸出は積極的に考えられるべき問題ではなかろうかと思いますが、この点につきまして、総理、通産大臣のお考へを承りたいのであります。

最後に、肥料価格の農家経営に及ぼす影響についての考え方であります。

○國務大臣(池田勇人君) 私に対しても御質問は大体三点であつたかと思います。

第一の、将来の肥料政策でございま

すが、ある程度下がりましたけれども、肥料を施す量が多くなつてしまい

ます。

農家の生産費の中で肥料の占める割合は小さくなつたから、価格の値上がりの影響は、たいしたことはないといふような考え方があるようであり、農業現金支出の中でも最も大きい部分を占めているのは依然として肥料でありまして、その割合は、三十七年度におきましても一二%及び三二%という統計が出ております。農業経営の形態が急速な変化を迫られている今日におきまして、農家の現金支出の増加は避けられない事実であります。農業の体質改善、農家経営の向上のためには、生産資材の価格は極力抑制するように、積極的な対策がとられます。農業の健全なる輸出振興を図るため肥料の一手輸出体制をとることが必要である」と、輸出体制についての意見が述べられておりま

す。

肥料は、それが農民の生産資材の重要な部面であるのみならず、わが国

ですが、農業現金支出の中でも最も大き

い。

肥料から申しましても、これは外貨の手取り率から申しまして、輸出産業の支

出においては、お話のとおり、「えさ」

と肥料というものは重要なものであります。したがいまして、そういう意味におきまして、今回の予算につきまし

ても、農林関係資材の確保と価格の低

くといたしまして、予算上

も、肥料を施す量が多くなつてしま

ります。

肥料を施す量が多くなつてしま

ります。

肥料を施す量が多くなつてしま

ります。

肥料を施す量多くなつてしま

ります。

方式をきめなかつた理由は以上のとおりでございます。

第四に、価格決定の場合に消費者側に不利にならぬか。——もちろん不利になつてはいけない、こういう考え方のものとにこの法案はできておるのでござりますが、そういう点で内需を優先し、あるいは輸出の承認制を認め、あるいはまた話し合いがまとまらぬ場合には調整をいたす、あるいはまた、

まとまつたものでも不適当と認める場合にはこれを是正する、こういうような方法によりまして、消費者側に不利になるようなことはないよう十分配意いたすつもりでございます。

第五に、農業生産上、肥料及び飼料が非常に重大なウエートを持つておるということは御指摘のとおりでござい

ます。ありますので、肥料についても十分これから検討を加えて問題の解決を進めていかなくやならぬと思ひます。肥料につきまして、従来の二法によるやり方は今度の法律で改めることにいたしますけれども、肥料が農業の生産に非常に重大であるということの認識におきましてはちつとも変わつておりません。むしろウエートを強く再認識いたしておる次第でござります。ただ、時代の推移に即応いたしまして、前二法と違つたような提案を今回いたしておる次第でございますが、重大性につきましては十分認識をいたしております。(拍手)

官報 (号外)

○國務大臣福田一君登壇、拍手

そこで、まず合理化されたいわゆるメリットが価格に反映しないのではあるいか、こうしたことでございますが、資料として提出する等、いろいろの姿

において、どの程度になつてきておるかということはわかるわけでありまして、しかも一方においては、量は、いわゆる国内に出す量はもう十分に確保してありますから、それを輸出に向けるということはいたしません。そうなれば、つくたほうの会社といてしまふ、それが売れなくて困る、こ

ういうよくな弱味が出てまいりますから、私は、価格はやはり安定して、しかもだんだん安くなると考えられます。日本のはうから出します肥料もお答え申し上げましたけれども、私たちは買いたいものがなかなかございません。そういうよくな関係で、これが貸し売りになるといふようなことではありません。そこには買いたいものがなかなかございません。そな

く、国会の承認を求める。

○議長(重宗雄三君) 日程第一、通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件、

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。外務委員長黒川武雄君。

〔審査報告書は都合により第二十

一號末尾に掲載〕

通商に関する日本国とオースト

ラリア連邦との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びオーストラリア連

邦政府は、

オーストラリア連邦政府による関

税及び貿易に関する一般協定第三十

五条の規定の日本国に対する援用の

撤回の結果として、一千九百五十七年

七月六日に箱根で署名された通商に

する日本国とオーストラリア連邦との間の協定(以下「協定」という。)

を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

いはまた肥料に使用いたしますアンモニアの比率といふものを、現在は70%であります。これを60%に下げるというようなことを内容とする、

いわゆる合理化の計画でございまして、三十八年度から二百六十六億円合

理化資金を出します。そのうち百六億円は政府が融資をする、こうしたことになつておるわけであります。

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の委員会等においてお答えを申し上げたと存します。(拍手)

題を十分うまく処理をいたしてまいります。詳細の点につきましては、また

よりつて国会法第八十三条により送付

する。

参議院議長重宗雄三殿

衆議院議長 船田 中

昭和三十九年三月二十八日

なお、三十七年十二月の閣議決定の内容を示せということでございますが、これはアンモニア系肥料のうち硫安が占めておるのはたしか五五%であります。それを三四%に下げる、ある

まつた形において諸外国との輸出の問

題を十分うまく処理をいたしてまいります。詳細の点につきましては、また

よりつて国会法第八十三条により送付する。

通商に関する日本国とオースト

ラリア連邦との間の協定を改正する議定書

日本国政府及びオーストラリア連

邦政府は、

オーストラリア連邦政府による関

税及び貿易に関する一般協定第三十

五条の規定の日本国に対する援用の

撤回の結果として、一千九百五十七年

七月六日に箱根で署名された通商に

する日本国とオーストラリア連邦との間の協定(以下「協定」という。)

を改正することを希望して、

次のとおり協定した。

第一条

日本国政府のために
福田一

協定第四条1及び2を削り、次の規定を置く。

この協定のいかなる規定も、両国

が関税及び貿易に関する一般協定の締約国である限り、いづれか一方の

国が関税及び貿易に関する一般協定の締約国として有し又は有すること

がある権利義務を害するものと解してはならない。

第二条

協定第五条を削る。

第三条

「審査報告書は都合により第一二十一号末尾に掲載」

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

昭和三十九年三月二十八日
衆議院議長重宗雄三殿
参議院議長船田中

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に

2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域に

協定第七条2中「千九百六十年七月五日」を「この協定を改正する千九百六十三年八月五日の譲定書の効力発生の日から三年後の日」に改める。

第四条

この譲定書は、各政府により批准されなければならない。この譲定書は、批准書の交換の日に効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにキャンベラで行なうものとする。

昭和三十九年三月二十八日
外務大臣 大平正芳
エル・サルヴァドル共和国政府
経済大臣 サルヴァドル・ハ
ウレギ

これら全権委員は、互いにその全権委任状を交換し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に

2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域に

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

1 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、両締約国の領域の間に

2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域に

千九百六十三年八月五日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の承認を求める。

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定を改定する

すべての種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の国際的移転について課されるものに關し、それらの関税及び課徴金の賦課の方法に關し、輸入及び輸出の規則及び手続に關し、輸出

2 1の規定は、いづれか一方の締約国が、国際通貨基金協定の締約権利及び義務に合致するようないくつかの規制を課することを妨げるものではない。

2 いづれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、税金の賦課、裁判を受けること、財産権、法人への参加

日本国政府及びエル・サルヴァドル共和国政府は、両国間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化すること、両国間の通商関係を強化し、かつ、発展させること並びに両国民の生活水準を向上させるため相互に有益な投資及びその他の形態の経済的協力を助長することを希望して、両国間の通商関係を公正かつ平衡な基礎の上に規律する通商に関する協定を締結することに決定し、このため、次のとおりそれぞれの全権委員を任命した。

益、特典、特權又は免除は、他方の締約国の領域を原産地とする同様の產品又は他方の締約国の領域に仕向けられる產品に対しても与えられており又は将来与えることがあるすべての利益に關する規制を有する制限又は統制をこの限りでない。

3 いづれの一方の締約国も、他方の締約国すべての產品の輸入に

べての種類の内国課徴金に關し、並びに輸入貨物の国内における販売、販売のための提供、購入、分配又は使用に影響を及ぼすすべての法令及び要件に關し、いづれか一方の締約国がいづれかの第三国に仕向ける場合又はすべての第三国への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、

輸出に對し、なんらの制限又は禁止をも課してはならない。ただし、すべての第三国の同様の產品の輸出又はすべての第三国への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止されている場合は、

昭和三十九年四月二十二日 参議院会議録第十八号 通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改定する譲定書の締結について承認を求めるの件外一件 五一七

並びに一般にあらゆる種類の商業、工業、金融業その他の事業の活動の遂行に関するすべての事項について、いかなる第三国の国民及び会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条 会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

3 いずれの一方の締約国の国民及び会社も、他方の締約国の領域内において、特許権の取得及び保有並びに商標、営業用の名称及び営業用の標章に関する権利並びにすべての種類の工業所有権に関する待遇を与えられる。

4 2の規定にかかわらず、各締約国は、相互主義に基づき、又は二重課税の回避若しくは脱税の防止のための協定により、租税に関する特別の利益を与える権利を留保する。

第四条

いすれの一方の締約国の国民及び会社の財産も、他方の締約国の領域内において、公共のためにされ、かつてはならない。

第六条

5 1 いすれの一方の締約国の商船も、他方の締約国の商船及び第三国の商船と均等の条件で、外国との間ににおける通商及び航海のため開放されている他方の締約国すべての締約國又は第三國の國民及び他方の締約國又は第三國の國民及び

会社に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与える。

第五条

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いすれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従つて正にされた判断で、判断がされた地の法令に基づいて確定しておるのは、いすれの一方の締約国の領域内においても、その判断がされた仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないといふ理由だけでは、無効と認め、又は執行のための有効な手段を拒否してはならない。

2 いすれの一方の締約国の船舶も、他方の締約国の領域内又はその領域から船舶で輸送することができるすべての貨物及び人を輸送する権利に関する、当該他方の締約国及び第三國の同様の船舶に与えられるすべての貨物及び人を輸送する権利に関する、当該他方の締約国

3 3 前諸項の規定は、沿岸貿易には適用しない。もつとも、いすれの一方の締約国の商船も、外国で積載した旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を陸揚げし、又は外国への旅客若しくは積荷の全部若しくは一部を積載する目的をもつて、他方の締約国の領域内のすべての港、場所及び水域に旅客及び積荷とともにに入ることができる。こ

れらの船舶は、当該他方の締約国との港、場所及び水域において、同様の場合に自国の船舶に与えると同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。それらの船舶から救い上げられた物品は、すべての関税を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入されない場合に限る。

4 (a) いすれの一方の締約国も、他方の締約国に対し若しくは補足する多數国間の協定の締約国とそのいすれかの協定の締約国でなくした場合に、両締約国は、その時の事情に照らしこの協定の貿易又は為替に関する規定について修正を必要とするかどうかを決定するため、直ちに協議を行なうものとする。

5 この条にいう「商船」には、漁船を含まない。

第七条

1 第一条並びに第二条3及び4の規定は、いすれか一方の締約国が与えており又は将来与えることがある次の特別の利益には適用しない。

2 (a) 内国漁業の產品に与える利益

(b) 当該一方の締約国が構成国であ

り又は構成国となる関税同盟又は

自由貿易地域の存在に基づいて与える利益

3 (c) 武器、弾薬及び軍需品の生産

性副産物又は核分裂性物質の原

料となる物質に関する措置

(d) 核分裂性物質、核分裂性物質の利用若しくは加工による放射

性副産物又は核分裂性物質の原

料となる物質に関する措置

(e) 武器、弾薬及び軍需品の取引

若しくは取引又は軍事施設に供

給するため直接若しくは間接に

行なわれるその他の物資の取引

を規制する措置

(f) 國際の平和及び安全の維持若

しくは回復に関する自國の義務

を履行し、又は自國の重大な安

全上の利益を保護するため必要

な措置

(g) 美術的、歴史的又は考古学的

な価値のある國宝の保護のため

に執られる措置

(f) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護に関する措置

各締約国の政府は、他方の締約国がこの協定の実施に關して行なう中入れに対して好意的考慮を払わなければならず、また、協議のため適當な機会を他方の締約国の政府に与えなければならない。

第十条

この協定は、各締約国の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この協定は、批准書の交換の日の後一箇月で効力を生ずる。批准書の交換は、できる限りすみやかにサン・サルヴァドルで行なわれるものとする。

2 この協定は、三年間効力を有し、その後も同一の期間ずつ自動的に延長されるものとする。ただし、いすれか一方の締約国が他の締約国が他方の締約国に対する意思を各期間の終了前少なくとも三箇月の予告をもつて書面により通告した場合は、この限りでない。

以上の証拠として、各全権委員は、この協定に署名した。

千九百六十三年七月十九日に東京

により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために
大平正芳

エル・サルヴァドル共和国のため
サルヴァドル・ハウレギ

議定書

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定（以下「協定」という。）に署名するに当たり、下名の全権委員は、各自の政府から正當に委任を受け、さらに、協定の不可分の一部と認められる次の規定を協定した。

1 協定において「会社」とは、商業、工業、金融業その他營利を目的とする事業活動に從事する社団法人、組合、会社その他の団体をいう。

2 第三条の規定に關し、いずれが相互主義に基づく特別の協定によるものとされた場合に於けるものとする。商法の規定を適用する。

3 第一条、第二条及び第三条の規定は、エル・サルヴァドルが中米地峡諸国、すなわちコスタ・リカ、グアテマラ、ホンダニラス、ニカラグア及びパナマに与えており又は将来与えることのある利益には適用しない。

4 第三条の規定に關し、いずれの一方の締約国も、不動産に関する権利の享有についての待遇が相互主義に服すべきことを要求することができる。

5 協定のいかなる規定も、著作権に關して、いかなる権利をも許与し、又はいかなる義務をも課するものと解してはならない。

6 第四条の規定は、いすれか一方の締約国が領域内で收用され、又は使用される財産で他方の締約国の国民及び会社が利益を有するものについても適用する。

7 協定のいかなる規定も、いすれか一方の締約国が関税及び貿易に関する一般協定の締約国として有し又は有することがある権利及び義務に影響を及ぼすものではない。

8 協定のいかなる規定も、エル・サルヴァドル共和国に対し、日本よりいすれかの第三國の国民に対する与えたり又は将来与えることある旅券及び査証に関する事項についての利益の享受を要求する権利を有しない。

第一条、第二条及び第三条の規定

規定は、エル・サルヴァドルが中米地峡諸国、すなわちコスタ・リカ、グアテマラ、ホンダニラス、ニカラグア及びパナマに与えており又は将来与えることのある利益には適用しない。

利、権原及び請求権を放棄した地域に原籍を有する者に對して、又は(b)同平和條約第三条に掲げるいすれかの地域に対する行政、立法及び司法に關し同条後段に定める状態が存続する限り、同地域の住民及び船舶並びに同地域との貿易に對して与えており又は将来与えることがある権利及び特權の享受を要求する権利を与えるものと解してはならない。

次に、エル・サルヴァドルとの通商協定は、わが国と同國との間に、一般及び司法に關し同条後段に定める

協定は、わが国と同國との間に、一般通商關係及び事業活動等に關し最惠國待遇を、また特許権、工業所有権等に關し内國民待遇を、相互に与え合うことを要求する権利を与えるものと解してはなりません。

委員会における審議の詳細は會議録で御承知をお願いいたします。

四月二十一日質疑を終え、採決の結果、いすれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御發言もなければ、これより採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて両件は、全会一致をもつて承認することに決しました。

まず、委員長の報告を求めます。

方行政委員長竹中恒夫君。

十五条の援用を撤回することになります。

○議長(重宗雄三君) 日程第四、道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。

方行政委員長竹中恒夫君。

二十五条第一項若しくは第三十四条を「第二項」に改め、「左側若しくは右側端に寄るとき」を「中央に寄るとき」の下に、同条第一項、第三項若しくは第四項の規定により道路の左側若しくは右側端に寄るとき」を加え、同項に後段として次のように加える。

右に横断しようとする車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）が、前項の規定により、道路の中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をして車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）の進行を妨げてはならない。

三項第一号に掲げる特定旅客自動車（以下「乗合自動車」という。）及びトロリー・バスを除く。」を削り、「第十八条に規定する通行の優先順位（以下「優先順位」という。）が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央（当該道路が一方

が同じであるか又は低い車両に適
いつかれ、かつ、その追いついた
車両の速度よりもおそい速度で引
き続き進行しようとするときも、
同様とする。

二 トンネル（車両通行帯の詰けられた道路以外の道路の部分に限る。）

三 横断歩道の手前の側端から前に三十メートル以内の部分

四 前三号に掲げるもののほか、
　公安委員会が道路における危険
　を防止し、その他交通の安全を
　図るために必要があると認めて指

るときは、その通行している車両通行帯の直近の右側の車両通行帯を通行しなければならない。

第十二章中「軌道法」の下に「第十四条法律第七十六号」を、「第十四条の下に「(同法第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。)」

「第三節 横断等の禁止」を「第三節 横断等」に改める。
を加える。

第一項第二号を「第一百二十九条第一項
第二号の二」に改める。
第三節中第二十五条を第二十五条の二とし、同条の前に次の二条を加
える。

(横断の方法)
第二十五条 車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）は、右に横断するときは、あらかじめその前からできる限り道路の中央に寄り、かつ、徐行しなければならない。

2 右に横断しようとする車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）が、前項の規定により、道路の中央に寄ろうとして手又は方向指示器による合図をしたときは、その後方にある車両は、当該合図をした車両（軽車両及びトロリーバスを除く。）の進行を妨げてはならない。

（罰則） 第二項については第一百二十二条第一項第五号、第一百二十二条第二項については第一百二十六条第一項第二号、第一百二十二条

「乗合自動車」という。及びトロリー・バスを除く。」を削り、「第十八条に規定する通行の優先順位(以下「優先順位」という。)が先である車両に追いつかれ、かつ、道路の中央(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路の右側端。以下この項において同じ。)に改め、「おいては、」の下に「第十八条第一項の規定かからず、できる限り」を加え、「左側」を「左側端」に改め、同条後段中「優先順位」を「最高速度」に、「後である」を「低い」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

が同じであるか又は低い車両に過ぎないから、かつてその追いついた車両の速度よりもおそい速度で引き続き進行しようとするときも、同様とする。

第二十八条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、前車が第二十五条第一項若しくは第三十四条第二項の規定により道路の中央に寄つて通行しているとき、又は同条第四項の規定により道路の右端寄つて通行しているときは、この限りでない。

第二十八条の付記中「第一百二十九条第一項第二号」を「第一百二十九条第一項第二号の二」に改める。

第二十九条第一項を削り、同条第二項中「自動車等」を「自動車又はトロリーバス」に改め、同項を同条とする。

第三十条を次のように改める。
(追越しを禁止する場所)

第三十条 車両は、次に掲げる道路の部分においては、他の車両(駐車を除く。)を追い越してはならない。

一 交差点、踏切、道路のまがり又は勾配の急な下り坂

二 トンネル（車両通行帶の詰められた道路以外の道路の部分に限る。）

関する次条第一項の聽聞を終了している場合を除き、すみやかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に總理府令で定める処分移送通知書を送付しなければならぬ。

た公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、すみやかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

に、免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければよろしく。

第三百十九号) 第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。) に

疑う理由があるときに限る。)は、

官 報 (号 外)

- 4 前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する場合にあつては、その者の免許を取り消さなければならず、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5 第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を停止し、又は免許の効力の停止を受けた時ににおけるその者の住所が当該処分をし

6 第一項、第二項又は第四項の規定により免許を取り消され、又は免許の効力の停止を受けた時ににおけるその者の住所が当該処分をし

7 前項の通知を受けた公安委員会は、第二項又は第四項の規定により免許の効力の停止を受けた者の免許証に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

第二百四条第一項前段中「停止しよ
うとするとき」の下に「、又は同条第
三項（同条第五項において準用する
場合を含む）の处分移送通知書の送
付を受けたとき」を加え、同条第四項
中「出頭しないときは、第二項」を
「出頭しないとき、又は当該処分に
係る者の所在が不明であるため第一
項の通知をすることができず、か
つ、同項後段の規定による公示をし
た日から三十日を経過してもその者
の所在が判明しないときは、同項
に、「又は第二項」を「、第二項又は
第四項」に改める。

第二百六条中「第二百三条第一項若
くは第二項」を「第九十条第三項若し
くは第二百三条第一項、第二項若しく
は第四項」に改める。

第一百七条第二項を次のように改め
る。

2 免許を受けた者は、免許の効力
が停止されたときは、すみやかに

証に係る免許の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該免許証を返還しなければならない。

第六章中第六節の次に次の二節を加える。

第七節 國際運転免許証及び國外運転免許証

(國際運転免許証を所持する者の自動車等の運転)

第百七条の二 道路交通に関する条約(以下「条約」という。)第二十四条第一項の運転免許証(第百七条の七第一項の国外運転免許証を除く。)で条約附屬書九又は条約附屬書十に定める様式に合致したもの(以下「國際運転免許証」という。)を所持する者(第百七条の五第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されている者を除く。)は、第六十四条の規定にかかわらず、本邦

だし、旅客自動車を当該旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で運転する場合は、この限りでない。

(国際運転免許証の携帯及び提示義務)

第一百七条の三 国際運転免許証を所持する者は、自動車等を運転するときは、当該自動車等に係る国際運転免許証を携帯していなければならぬ。第九十五条第二項の規定は、この場合について準用する。

(罰則 前段については第一百二十九条第一項第十号、同条第二項後段については第一百二十条第一項第九号)

(臨時適性検査)

第一百七条の四 公安委員会は、国際運転免許証を所持する者について、当該国際運転免許証に係る発給の条件が満たされなくなつたと疑う理由があるとき(その者が第八十八条第一項第二号、第三号若第一号に該当することとなつたとする者となり、又は第一百三条第二項

前項後段の規定による通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を行なつた場合について準用する。
（罰則）第三項については第一百九十六条第一項第十五号、第二百二十二条（自動車等の運転禁止等）
第一百七条の五 国際運転免許証を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、一年をこえない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる。
一 國際運転免許証の発給の条件
が満たされなくなつたことが明らかになつたとき（その者が第一八八条第一項第二号、第三号

若しくは第四号のいずれかに該當する者になつたとき、又は同項第三号に該當するに至らない程度の身体の障害で自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときに限る。」。

二　自動車等の運転に関するこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき。

第一百三条第八項の規定は、前項の規定又は第八項において準用する第二百二条第四項の規定による自動車等の運転の禁止を受けた者について準用する。この場合において、同条第八項後段中「その者の免許の効力の停止の期間」とあるのは、「その者の自動車等の運転の禁止の期間」と読み替えるものとする。

。 第百四条の規定は、公安委員会が、第一項の規定により自動車等の運転を九十日（公安委員会が九十日をこえない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間）以上禁止しようとする場合及び第八項において準用する移送通知書の送付を受けた場合について準用する。この場合において、第一百三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の処分項、第二項又は第四項の規定によ

り免許を取り消し、又は免許の効力を停止する」とあるのは、「第百七条の五第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第三百三十四条の規定により自動車等の運転を禁止する」と読み替えるものとする。

4 國際運転免許証を所持する者は、第一項の規定により、又は第八項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止されたときは、すみやかに、国際運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

5 前項の規定により国際運転免許証の提出を受けた公安委員会は、当該処分の期間が満了する時又は当該処分に係る者が本邦から出国する時のいずれか早い時において、その提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国際運転免許証を返還しなければならない。

6 第一項の規定により、若しくは次項において準用する第三百三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止された者は、当該処分の期間中に本邦から出国した後に再び本邦に上陸したときは、すみやかに、国際運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

7 公安委員会は、第一項の規定により、若しくは次項において準用する百十三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止し、又は第二項において準用する百十三条第八項の規定により期間を短縮したときは、總理府令で定めるところにより、当該処分に係る者の国際運転免許証に当該処分に係る事項を記載しなければならない。

8 第百三十三条第三項から第七項までの規定は、第一項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第八十八条第一項第二号、第三号又は第四号のいずれかに該当する場合にあつては、その者の免許を取り消さなければならず、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合にあつては、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月をこえない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができる」とあるのは「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、一年をこえない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証に係る自動車等の運転を禁止することができる」と、「第一項及び第二項の規定」とあるのは「第一項

(罰則 第四項及び第六項につ
いては第百二十二条第一項第九
号)

(自動車等の運転禁止の報告)

第百七条の六 公安委員会は、前条
第一項の規定により、又は同条第八項において準用する第百三十三条第四項の規定により自動車等の運転を禁止したときは、総理府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。

(国外運転免許証の交付)

第百七条の七 免許(三輪免許、軽免許、小型特殊免許、第一種原付免許、第二種原付免許及び仮免許を除く)を現に受けている者(第十九条第三項又は第百二条第二項若しくは第四項の規定により免許の効力が停止されている者を除く。)は、總理府令で定める区分に従い、当該免許で運転することができることとされている自動車等に対応する条約附屬書十に規定する自動車等に係る条約第二十四条第一項の運転免許証で公安委員会が発給するもの(以下「国外運転免許証」という。)の交付を受けることができる。

うとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に、その者が

3 公安委員会は、前項の申請があつたときは、運転することができ
る自動車等の種類を指定し、かつ、その旨を記載して当該国外運
転免許証を交付するものとする。

4 前三項に規定するもののほか、
国外運転免許証の様式その他国外
運転免許証の交付について必要な
事項は、總理府令で定める。

(国外運転免許証の有効期間)

第五百七条の八 国外運転免許証の有
効期間は、当該国外運転免許証の
発給の日から起算して一年とする
。

(国外運転免許証の失效)

第五百七条の九 国外運転免許証は、
当該国外運転免許証に係る免許が
失効し、又は取り消されたとき
は、その効力を失う。

2 国外運転免許証は、当該国外運
転免許証に係る免許の効力が停止
されたときは、当該停止の期間、
その効力が停止されるものとす
る。

(国外運転免許証の返納等)

第一百七条の十 国外運転免許証の交
付を受けた者は、当該国外運転免
許証の有効期間が満了し、又は當
該国外運転免許証が失効したとき
に渡航するものであることを證
する書面を添えて、總理府令で
定める様式の交付申請書を提出し
なければならない。

(当該国外運転免許証の有効期間が満了した時又は当該国外運転免許証が失効した時に本邦外の地域にある者については、本邦に帰国したとき)は、すみやかに、当該国外運転免許証をその住所地を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

2　国外運転免許証の交付を受けた者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき(当該国外運転免許証の効力が停止された時に本邦外の地域にあり、かつ、当該国外運転免許証の効力の停止の期間中に本邦に帰国した者には、帰国したとき)は、すみやかに、当該国外運転免許証をその者の住所地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

3　前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安委員会は、当該国外運転免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国外運転免許証を返還しなければならない。

(罰則　第一項及び第二項については第百二十一項第一項第九号)

〔段において準用する場合を含む。〕及び
「第一百七条の三前段」に改める。

二 第七十二条（交通事故の場合の措置）第一項前段の規定に違反した者（前条の規定に該当する者を除く。）

時停止」に改め、同号の次に次の
号を加える。

義務)」を「(他の車両に追いつかれた
車両の義務)」に改め、「第二十八

条(追越しの方法)、第二十九条(追越を禁止する場合)第三十三条(停車中の路面電車がある場合の停止又は余行)を削り、「第四項」を「第五項

者は、当該国外運転免許証の効力が停止されたとき（当該国外運転免許証の効力が停止された時に本

2 第百七条の七第一項の規定による国外運転免許証の交付を受けようとする者は、国外運転免許証交付手数料を当該都道府県に納めなければならない。

条の二の規定により国際運転免許証で自動車等を運転することができる」ととされている者を含む)でなければ」に改め、「「る場合を含む」」の下に「又は国際運転免許証を所持

(歩行者の保護)」及び「第七十五条の六(横断等の禁止)」を削り、同項第三号中「若しくは第三項、第三十二条(追越しを禁止する場所)、第四十二条(徐行すべき場所)、第四十三条

中に本邦に帰國した者について
は、帰国したとき(は)、すみやか
に、当該国外運転免許証をその者
の住所地を管轄する公安委員会に
提出しなければならない。

第一百七十九条中第七十二条を「車両等（軽車両を除く。以下この条において同じ。）の運転者が、当該車両等の交通による人の死傷があつた場合において、第七十二条に」に、「違

規定の違反となるような行爲をした者

(指定場所における「時停止」)を、「第三項若しくは第四項」に改め、同項第四号中「第二十五条」を「第二十五条の二」に改め、同項第九号中「第七十三条」を「第一号、第五

3 前項の規定により国外運転免許証の提出を受けた公安委員会は、該国外運転免許証の効力の停止の期間が満了した場合においてその提出者から返還の請求があつたときは、直ちに当該国外運転免許

反した者を「違反したとき」「に」「一年」を「三年」に、「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

守事項)第二号、第三号又は第四号の規定に違反した者

(罰則 第一項及び第二項につ
いては第二百二十二条第一項第九

一 第六十五条（酒氣帶び運転の

第三項」に改める。

号)
第一百九条（見出しを含む。）中「免許証」を「免許証又は国際運転免許証」に改め、同条第二項中「第九十五条」を「第九十五条（第一百七条の三後

禁止)の規定に違反した者で酒に酔い(アルコールの影響により車両等の正常な運転ができるないおそれがある状態にあることをいふ。)車両等を運転したもの

十三条(踏切の通過)」を「第三十三条(追越しを禁止する場所)、第三十三
条(踏切の通過)第一項若しくは第二
項、第四十二条(徐行すべき場所)又
は第四十三条(指定場所における一

七条(通行区分)第一項、第二項、第三項若しくは第五項、第二十五各條(横断等の禁止)第一項】を「第二十五各條(横断の方法)第二項、第二十六各條(車間距離の保持)」に、「進路を譲る」と

昭和三十九年四月二十二日 参議院会議録第十八号 道路交通法の一部を改正する法律案

(横断の方法)第一項に、「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改め、同項第九号中「又は第一百七条」を「、第一百七条」に改め、「(免許証の返納等)第一項」の下に「若しくは第二項、第一百七条の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第一百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項」を加え、同項第十号中「第一項」の下に「又は第一百七条の三(国際運転免許証の携帯及び提示義務)前段」を加える。

1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、この法律の施行の際に条約が日本国について効力を生じてない場合には、目次の改正規定(第六節に改める部分に限る。)第六十七条第一項の改正規定、第七十五条第一項の改正規定、第七十八条第一項に第七号を加える改正規定、第六章第六節の次に一節を加える改正規定、第一百九条の改正規定、第一百十二条の改正規定(若しくは第一百一条の二第二項)を加える部分を除く。)、第一百八十八条第一項第一号の改正規定、第一百二十条第一項の改正規定とあるのは「又は第一百七条

(横断の方法)第一項に、「第二項若しくは第三項」を「第二項、第三項若しくは第四項」に改め、「(免許証の返納等)第一項」の下に「若しくは第二項、第一百七条の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第一百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項」を加え、同項第十号中「第一項」の下に「又は第一百七条の三(国際運転免許証の携帯及び提示義務)前段」を加える。

2 この法律の施行の日から条約が日本国について効力を生ずるまでの間は、改正後の道路交通法(以下「新法」という。)第一百七条の二、第三号中「偽りその他不正の手段により免許証又は国外運転免許証の交付を受けた者」と、新法第百十九条第一項第十五号中「、第二条(臨時適性検査)第三項又は第一百七条の四(臨時適性検査)第三項において準用する場合を含む。」と、新法第一百二条(臨時適性検査)第三項若しくは第二項(免許証の返納等)第一項若しくは第二項若しくは第一百七条の五(自動車等の運転禁止等)第四項若しくは第六項又は第一百七条の十(国外運転免許証の返納等)第一項若しくは第二項」とあるのは「又は第一百七条

3 この法律の施行の際現に改正前の道路交通法(以下「旧法」という。)の規定により特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車免許を受けていた者は、それぞれ次の各号に定める区分によつて、新法の相当規定による大型特殊自動車免許、第一種原動機付自転車に限定されているものについては、小型特殊自動車免許及び第一種原動機付自転車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許の運転免許試験に合格した者とみなす。

4 車両免許及び第一種原動機付自転車免許の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定されているものについては、

5 この法律の施行の際現に旧法の規定による特殊自動車免許、軽自動車免許又は特殊自動車第二種免

許の運転免許試験に合格して旧法の規定による運転免許を受けていない者については、それぞれ次の各号に定める区分により、新法の相当規定による大型特殊自動車免許、第二種原動機付自転車免許、第一種原動機付自転車免許、第一種原動機付自転車免許、第二種原動機付自転車免許又は大型特殊自動車第二種免許の運転免許試験に合格した者とみなす。

6 特殊自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類が新法の規定による小型特殊自動車に限られるものについては、

7 特殊自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊自動車免許

8 特殊自動車第二種免許については、大型特殊自動車免許

9 特殊自動車免許で旧法第九十一條の規定により運転することができる自動車等の種類を新法の規定による小型特殊自動車及び第一種原動機付自転車に限定すべきものについては、小型特殊

二項各号のいずれかに該当する者

で同条第一項又は第二項の規定による運転免許の取消し又は効力の停止を受けていないものに係る當該事由を理由とする運転免許の取消し又は効力の停止については、

新法第百三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

前項の規定により運転免許の効力の停止を受けた者に係る講習及び運転免許の効力の停止の期間の短縮については、新法第百三條第八項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

この法律の施行の際現に旧法第一百三條第三項の規定による講習を終了していない者に係る講習及び同項後段の規定による期間の短縮を受けていない者に係る期間の短縮については、新法第百三條第八項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、な

お從前の例による。

自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第四十五号）の一部を次のように改

正する。

第七条中「第九十条第一項」を

「第九十条第一項若しくは第三項」

に、「又は第百八条」を「、第百七

条の五第一項第一号又は第百八

条」に改める。

〔竹中恒夫君登壇、拍手〕

○竹中恒夫君　ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案について、地方行政委員会における

審査の経過と結果を御報告申し上げます。

この法律案のおもな内容について申し上げます。

第一は、道路交通に關する条約への

加入に伴い、車両等の交通方法を同条に定める方式に適合するように、車両の通行区分を道路の左側部分の左側

を通じるいわゆるキープ・レフトの

原則に改め、また、国際運転免許証の

国内における取り扱い及びわが国で發給する国外運転免許証の制度を新設す

るものであります。

第二は、最近の交通事情にかんが

み、車両等の追い越し、駐車等の規制、その他、道路における危険防止につて規定の整備をはかることがあります。

第三は、いわゆるひき逃げ、酔っぱ

らい運転、不正運転免許証等についての罰則の強化をはかるうとするものであります。

澤國務大臣より提案理由の説明を聞

き、慎重審査を行ないましたが、四月

委員会におきましては、四月二日赤郵政省設置法の一部を改正する法律案

を可決した。

十四日質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、全会一致をもつて本法律案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告を終わります。（拍手）

○議長（重宗雄三君）別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重宗雄三君）過半數と認めます。よつて、本案は可決せられました。

○議長（重宗雄三君）日程第五、郵政省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、

日程第六、旧金鷲勲章年金受給者に關する特別措置法案（草葉隆圓君外十

六名発議）、

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君）御異議ないと認めます。

○議長（重宗雄三君）御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内

閣委員長三木與吉郎君

〔審査報告書は都合により第一十

一號末尾に掲載〕

〔審査報告書は都合により第二十

一號末尾に掲載〕

右全会一致をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年三月二十七日

衆議院議長　船田　中

参議院議長重宗雄三殿

内閣委員長　三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十六日

衆議院議長　船田　中

参議院議長重宗雄三殿

内閣委員長　三木與吉郎

参議院議長重宗雄三殿

郵政省設置法の一部を改正する法律案

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月二十二日 参議院会議録第十八号 道路交通法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

官報(号外)

三木與吉郎	村山 道雄	沢田 一精	柴田 栄
林屋龟次郎	吉武 恵市	白井 勇	新谷寅三郎
杉原 荒太	高橋 衛	鈴木 一司	鈴木 恭一
高橋進太郎	高橋 衛	田中 啓一	田中 啓一
徳永 正利	増原 恵吉	竹中 恒夫	高野 一夫
賛成者		谷口 廉吉	館 哲二
青木 一男		坪山 德弥	寺尾 寿一
青柳 秀夫		天坊 裕彦	豊田 豊
井野 稔哉		鳥島徳次郎	中野 文門
石井 桂		中上川アキ	中山 福藏
稻浦 麗藏		西川甚五郎	鍋島 直紹
上原 正吉		野上 進	野田 俊作
植木 光教		西川甚五郎	鍋島 直紹
江藤 智		小沢久太郎	野田 俊作
大谷藤之助		大谷 賢雄	野本 品吉
大野木秀次郎		加藤 武徳	日高 広為
岡村文四郎		梶原 茂嘉	藤野 繁雄
鹿島守之助		金丸 富夫	前田佳都男
金丸 富夫		川野 三晩	前田 久吉
岸田 幸雄		木島 義夫	木内 四郎
北畠 教真		丸茂 重貞	木村篤太郎
熊谷太三郎		村松 久義	北口 龍徳
黒川 武雄		森田 タマ	久保 勘一
小西 英雄		八木 一郎	要原 祐幸
後藤 義隆		安井 謙	河野 謙三
近藤 鶴代		山下 春江	木暮 武太夫
佐野 昇		山本 利壽	佐藤 芳三
斎藤 廣		横山 フク	櫻井 祐一
迫水 久常		米田 正文	佐藤 賢造
西郷吉之助			西郷吉之助
参考議院議長重宗雄三殿			参考議院議長重宗雄三殿

特別措置法

旧金鷹勲章年金受給者に関する

（この法律の趣旨）
第一条 この法律は、旧金鷹勲章年金受給者のかつて受けたいた經濟的待遇が失われ、かつ、老齢者については生活能力が低下している状況にかんがみ、その待遇の改善を図るために特別の措置として一時金を給することに關して定めるものとする。

（一時金の受給権者）
第二条 昭和二十年十一月三十一日において旧金鷹勲章年金令（明治二十七年勅令第百七十三号）による年金（同令第三条の規定によるものを除く。）を受ける権利を有していた者で次の各号に掲げるものが「旧年金受給者」という。」に記載を有していたもの、六十歳以上の者で日本の国籍を有する者でその死亡前に支給していなかったものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

（二）昭和三十八年四月一日において、六十歳以上の者で日本の国籍を有していたもの、二、昭和三十八年四月一日後に六十歳に達した者でその達した時に日本国籍を有するもの

（一時金を給する）
第三条 一時金の額は、七万円とする。（認定）
第四条 一時金を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

（一時金を受けることができない者）
第五条 旧年金受給者で、昭和二十一年一月一日から昭和三十八年三月三十一日（第二条第二号に掲げる者については、その者が六十歳に達した日の前日）までの間に死刑又は無期若しくは三年を越える懲役若しくは禁錮の刑に処せられたものには、一時金を給しない。

（一時金を受ける権利の受継）
第六条 一時金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者に支給すべき一時金であつて、その者の死亡前に支給していなかったものがあるときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の一時金の支給を請求することができる。

（時効の中断）
第七条 一時金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その期間にかかるとおりとする。

（異議申立期間）
第八条 一時金に関する処分についての異議申立てに關する行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第四十五条の期間は、その期間にかかるとおりとする。

（時効）
第九条 一時金を受ける権利は、四年間行なわないときは、時効によつて消滅する。（受給権の保護）
第十一条 一時金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

（非課税等）
第十二条 一時金についての支給を受けた金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。

（一時金に関する書類には、印紙を課さない。）
第二条 一時金に関する書類には、印紙

（相続人が数人あるときは、その一人のした一時金の請求又はその支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員に対しても一時金を受ける権利の認定又はその支給は、全員

十年十二月末日限りその年金が廃止されたことに對して、あらためて、一定の年齢的条件、満六十歳の条件のもとに、一時金七万円を支給しようとするものであります。

らであります。すなわち、憲法第九条、第十四条並びに前文に反するからであります。

味の期待権、期待感を問題にいたしました。すなばは、日清、日露、第一次、第二次大戦、この戦争は限りない国民の期待権や期待感を奪つたのであります。いま、父や息子や、夫や兄弟が戦死して

第五条の規定に基づいて社会保障的に解決すべきことを主張すべきであります。第五に、提案理由の最後に、「武功抜群の者を放置していることは、列国にその例を見ない」ということばがあります。

決することに賛成の諸君の起立を求めます。

まず第一に、金鷲勅章そのものが、現憲法の基本的趣旨に全く反することを指摘しなければなりません。金鷲勅章が制定されましたのは、明治二十三年二月十一日であります。そのときの詔勅を読んでみますと、「朕惟ミルニ神武天皇葉ヲ恢弘シ 繼承シテ
にもかかわらず、これに対して一時金を支給するということは、憲法の基本精神及び基本規定に反する行為に対しても金銭的利益を提供することでありまして、それ自体許されないと考えるべきであります。

いなかつたら、あのとき負傷していなかつたら、家屋の強制疎開や取りこわしや焼失がなかつたら等々、それこそ無限の期待感を奪つたのであります。その中で、金鷹勲章を持つてゐる者だけを政策的に取り上げる合理的な根拠がどこにもございません。それだと云ふより云ふ。金鷹勲章三等きに西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘します。しかし、日本と西ドイツは、憲法が根本的に違つております。さらに西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍備

議決せられました。

朋ニ及ヘリ 今ヤハル方ニ看梅紀元ヲ
算スレハ二千五百五十年ニ達セリ 僕
此期ニ際シ 天皇裁定ノ故事ニ徴シ
第一は 指案趣旨によりますと カ
つて年金を受けていた経済的期待権を
失つたということに、一時金支給の重

いなかつたら、あのとき負傷していなかつたら、家屋の強制疎開や取りこわしや焼失がなかつたら等々、それこそ無限の期待感を奪つたのであります。その中で、金鴨勲章を持つてゐる者だけを政策的に取り上げる合理的な根拠がどこにもございません。それだけではありません。金鴨勲章年金廃止に對して、十八年たつた今日、あらためて一時金を支給することによつて、西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍法が根本的に違つております。さらに西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍法が根本的に違つております。私は軍人たゞぎたゞ生き残つてゐる人々、戦死して金鴨勲章を受けた数多くの人々、金鴨勲章を受けて生存している人々、金鴨勲章を想定してのことと推測されます。しかし、日本と西ドイツは、憲法が根本的に違つております。さらに西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍法が根本的に違つております。私は軍人たゞぎたゞ生き残つてゐる人々、戦死して金鴨勲章を受けた数多くの人々、金鴨勲章を受けて生存している人々、金鴨勲章を想定してのことと推測されます。おそらく日本に類似した西ドイツの場合を想定してのことと推測されます。

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金碧動
章年金受給者に関する特別措置法案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。

金預獻草ヲ創設シ 將來武功抜群ノ者ニ授與シ 永ク 天皇ノ威烈ヲ光ニシテ 以テ其忠勇ヲ獎勵セントス 汝衆は、旧憲法のもとにおいてあります。年金を支給されるといふこの經濟的期待権要な理由があること

いなかつたら、あのとき負傷していなかつたら、家屋の強制疎開や取りこわしや焼失がなかつたら等々、それこそ無限の期待感を奪つたのであります。その中で、金鴨勲章を持つてゐる者だけを政策的に取り上げる合理的な根拠がどこにもございません。それだけではありません。金鴨勲章年金廃止に対しても、十八年たつた今日、あらためて一時金を支給することによって、実は憲法違反の既成事実をつくろうとするものであります。

第四に、提案理由が、「年金受給者の

西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍閥主義のためになくなつた数百万の人々、戦死して金鴨勲章を受けた数多くの人々、金鴨勲章を受けて生存している人々、こういふ方々に対して払うべき哀悼の意や感謝の気持ちを問題にしているのではありません。ただ、その

ソの場合を想定してのことと推測されます。しかし、日本と西ドイツは、憲法が根本的に違つております。さらに

ます。おそらく日本に類似した西ドイツの場合は、おそらく日本に類似した西ドイツの場合は、おそらく日本に類似した西ドイツの場合は、

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金碧動
章年金受給者に関する特別措置法案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、農業
改良資金助成法の一部を改正する法律

庶此旨ヲ體セヨ」とあります。天皇の
裁定、つまり天皇の討伐、天皇の威烈
を明らかにする等、天皇主権のこの考
て、それはすでに十八年前に日本国憲
法に反するとして廃止されたのであり
ます。当然、今日その期待権は成り立

いなかつたら、あのとき負傷してしまいます。おそらく日本に類似した西ドイツの場合を想定したことと推測されます。しかし、日本と西ドイツは、憲法が根本的に違っております。さらに憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍備をすれば、十分であります。西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていることを指摘します。憲法のためになくなつた数百万の人々、戦死して金鷲勲章を受けた数多くの人々、金鷲勲章を受けて生存している人々、こういう人々に対しても哀悼の意や感謝の気持ちを問題にしているのであります。ただ、そのことと、憲法第九条、第十四条並びに前文の精神と混同してはならないことであることを強く主張いたしてゐるのであります。老齢で経済的大部分が経済的精神的に不遇のうちに老後の日々を送っている」ということにするものであります。老齢で経済的

議決せられました。

え方は、現憲法の國民主権と鋭く対立するものでありますて、現憲法の否定するところであります。

わ得ませんし、消滅しているのであります。通俗的な意味で、いまごろ金鶴勲章が生きて、いれば年金をもらえたの

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金券改定案を審査する特別措置法案全般を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

いなかつたら、あのとき負傷します。おそらく日本に類似した西ドイツです。しかし、日本と西ドイツは、憲法の改正をいたしていることを指摘すれば、十分であります。私は軍法が根本的に違っております。さらに西ドイツは、再軍備のために十年前に国主義になくなつた数百万の人々、戦死して金鷲勲章を受けた数多くの人々、金鷲勲章を受けて生存している人々、こういう方々に対して払はべき哀悼の意や感謝の気持ちを問題にしているではありません。ただ、そのことと、憲法第九条、第十四条並びに前文の精神と混同してはならないことを、強く主張いたしているのであります。

以上をもつて私の反対討論を終わります。（拍手）

○議長（嘉木雄三君） これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論

第四に、提案理由が「年金受給者の実は憲法違反の既成事実をつくろうとするものであります。

第五に、提案理由が「年金受給者の老後の日々を送っている」ということにあることとあります。老齢で経済的に精神的に不遇な人々には、金鷲勲章をもらつてゐる人もありますよう、そらでない人々もあります。しかるに、金鷲勲章をもらつてゐる人だけを取り出しで一時金を支給して、いうところの処

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金利運動
章年金受給者に関する特別措置法案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま
す。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、農業
改良資金助成法の一部を改正する法律
案

日程第八、農林漁業金融公庫法の一
部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出衆議院送付)、
以上両案を一括して議題とする」とと
に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めたが、

議決せられました。

するからであります。次に、憲法第九条及び前文による戦争放棄、非武装平和第三に、期待権は消滅して成り立たなければなりませんか。しかし、法律には消滅いたしているのであります。

いなかつたら、あのとき負傷します。その中で、金鷲勲章を持つてゐる者だけを政策的に取り上げる合理的な根拠がどこにもございません。それだけではあります。金鷲勲章年金廃止に對して、十八年たつた今日、あらためて一時金を支給することによって、実は憲法違反の既成事實をつくらうとするものであります。

第四に、提案理由が、「年金受給者の大部分が經濟的精神的に不遇のうちに老後の日々を送っている」ということにもあることであります。老齢で經濟的精神的に不遇な人々には、金鷲勲章をもらつてゐる人もありますよう、そういう人々もあります。しかるに、金鷲勲章をもらつてゐる人だけを取り出し、それを改善しようとすることは、憲法第十四条の国民平等の原則に反し、第二

西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしてはいることを指摘すれば、十分であります。私は軍国主義のためになくなつた数百万の人々、戦死して金鷲勲章を受けた数多くの人々、こういう人々に対して生存している人々の哀悼の意や感謝の気持ちを問題にしているではありません。ただ、そのことと、憲法第九条、第十四条並びに前文の精神と混同してはならないことを、強く主張いたしてはいるのであります。

以上をもつて私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(眞宗雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金利割
算年金受給者に関する特別措置法案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸
君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま
す。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、農業
改良資金助成法の一部を改正する法律
案

日程第八、農林漁業金融公庫法の一
部を改正する法律案、
(いづれも内閣提出衆議院送付)、
以上両案を一括して議題とする」と
に御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。

まず委員長の報告を求めます。農林

和主義、この觀点から、金鷲勲章とい
う榮典制度そのものが、また金鷲勲章
に伴つて年金を与えるという制度その
ものが、日本國憲法の条項に反するか
ないが、政策として、かつて金鷲勲章
年金の期待を持つていた者に一時金を
支給するという論理が、はつきりとか
がえることがあります。このような意

いなかつたら、あのとき負傷して、なかつたら、家屋の強制疎開や取りこわしや焼失がなかつたら等々、それこそ無限の期待感を奪つたのであります。その中で、金鷲勲章を持つてゐる者だけを政策的に取り上げる合理的な根拠がどこにもございません。それだけではありません。金鷲勲章年金廃止に對して、十八年たつた今日、あらためて一時金を支給することによって、実は憲法違反の既成事實をつくらうとするものであります。

第四に、提案理由が「年金受給者の大部分が経済的精神的に不遇のうちに老後の日々を送つてゐる」ということにあることとあります。老齢で経済的にも精神的に不遇な人々には、金鷲勲章をもらつてゐる人もありますよう、そうでない人々もあります。しかるに、金鷲勳章をもらつてゐる人だけを取り出して一時金を支給して、いうところの遭遇を改善しようとすることは、憲法第十四条の国民平等の原則に反し、第二十五条の国民全体の社会福祉の方針に反すると言わなければなりません。提案理由になつてゐる生活保障につきましては、日本国民は、ひとしく第二十

西ドイツは、再軍備のために十年前に憲法の改正をいたしていことを指摘されますが。しかし、日本と西ドイツは、憲法が根本的に違つております。さらに西ドイツは、再軍備のために数百万の人々、戦死して金鷲勳章を受けた数多くの人々、金鷲勳章を受けて生存している人々、こういふ方に對して払はべき哀悼の意や感謝の気持ちを問題にしてゐるのではありません。ただ、そのことと、憲法第九条、第十四条並びに前文の精神と混同してはならないことを、強く主張いたしてゐるのであります。

以上をもつて私の反対討論を終わります。(拍手)

○議長(黒田雄三君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

まず、郵政省設置法の一節を改正する法律案全部を問題に供します。

委員長の報告は、修正議決報告でございます。委員長報告のとおり修正議

○議長(重宗雄三君) 次に、旧金碧動
章年金受給者に関する特別措置法案全
部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めま
す。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、農業
改良資金助成法の一部を改正する法律案
案

日程第八、農林漁業金融公庫法の一
部を改正する法律案、
(いずれも内閣提出衆議院送付)、
以上両案を一括して議題とする」と
に御異議ございませんか。

「[異議なし]と呼ぶ者あり」

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認
めます。

まず委員長の報告を求めます。農林
水産委員長青田源太郎君。

農業改良資金助成法の一部を改正
する法律案

審査報告書

審查報告書

審査報告書

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十六日

農林水産
委員長 青田源太郎

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

参議院議長重宗雄三殿

参議院議長重宗雄三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善のため合理的な生活方式の導入を促進し、また、農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するにあさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金または、農業後継者育成資金の無利子貸付を行なう都道府県に對し政府が必要な助成を行なうとともに規定したるものであつて、妥当と認められる。

この法律案は、農家生活の改善のため合理的な生活方式の導入を促進し、また、農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するにあさわしい者となることを助長するため、農家生活改善資金または、農業後継者育成資金の無利子貸付を行なう都道府県に對し政府が必要な助成を行なうとともに規定したものであつて、妥当と認められる。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案
農業改良資金助成法の一部を改正する法律
農業改良資金助成法の一部を改正する法律

農業改良資金助成法（昭和三十二年法律第二百二号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「農業経営の改善」を「農業経営又は農家生活の改善」に改め、「農業技術」の下に「又は合理的な生活方式」を加え、「促進するため」を「促進し、及び農業後継者たる農村青少年が近代的な農業経営を担当するにあさわしい者となることを助長するため」に改め、「技術導入資金」の下に「農家生活改善資金及び農業後継者育成資金のそれそれを」を加え、「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 この法律において「農家生活改善資金」とは、農家生活の改善を促進するために普及を図る必要があると認められる合理的な生活方式の導入に必要な資金で政令で定めるものをいう。

農業改良資金助成法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

3 この法律において「農業後継者育成資金」とは、農業後継者たる農村青少年が、一の区分された農業部門の經營を自ら行なう等の方

法により、近代的な農業経営の担当者として必要な農業の技術又は經營方法を実地に習得するのに必要な資金で政令で定めるものをいう。

第三条第一項中「技術導入資金」の下に「農家生活改善資金又は農業後継者育成資金」を加える。

第四条中「技術導入資金の種類」といふ「技術導入資金にあつては、その種類ごとに」「とする」を「とし、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに、農林省令で定めること」に改める。

第十八条中「第三条を「第三条第一項」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

第十五条第一項中「技術導入資金」の下に「、農家生活改善資金及び農業後継者育成資金のそれそれを」を加え、「以下この条において同じ。」を加え、同条に次の二項を加える。

審査報告書
農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右多數をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月十六日

農林水産
委員長 青田源太郎

参議院議長重宗雄三殿

附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

該生活方式を導入することが必要であると認められる場合に限り、行なうものとする。

農業後継者育成資金の貸付けは、その申請者が申請に係る農家生活

改善資金をもつて合理的な生活方式を導入することによりその農家

生活を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては當

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農林漁業の近代化を推進するため、農林漁業金融公庫の貸付条件を改正整理するとともに、公庫に対する政府の追加出資及び公庫の資本金の増加ならびに公庫の監事の権限に關する規定を整備しようとするものであつて、妥当と認められる。

なお、施行期日について修正を加えた。

この法律の施行に関連して、政府の公庫に対する追加出資に要する経費として、昭和三十九年度一般会計予算に十五億円及び昭和三十九年度産業投資特別会計予算に二百九十億円が計上されている。

一、費用

この法律の施行に関連して、政府の公庫に対する追加出資に要する経費として、昭和三十九年度一般会計予算に十五億円及び昭和三十九年度産業投資特別会計予算に二百九十億円が計上されている。

農林漁業金融公庫法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

昭和三十九年三月十九日

農林水産
委員長 青田源太郎

参議院議長重宗雄三殿

附則第一項中「昭和三十九年四月一日」を「公布の日」に改める。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

参議院議長重宗雄三殿

農林水産
委員長 青田源太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年四月十六日

農林水産
委員長 青田源太郎

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

を促進し、また、農業後継者たる農

農村青少年が近代的な農業経営を

担当するにあさわしい者となるこ

とを助長するため、農家生活改善

資金または、農業後継者育成資金

の無利子貸付を行なう都道府県に

対し政府が必要な助成を行なうこ

ととする等について規定したもの

であつて、妥当と認められる。

この法律を施行するため、昭和

三十九年度一般会計予算に、農業

改良資金造成補助金として農家生

活改善資金について、一億円、農

業後継者育成資金について三億円

が、また農業改良資金取扱事務費補助金として約九百万円が計上さ

れている。

右の内閣提出案は本院においてこれ

を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十九日
衆議院議長 船田 中

要領書

一、委員会の決定の理由

この法律案は、農家生活の改善

のため合理的な生活方式の導入

することに賛成の諸君の起立を求めるよ
す。

○議長(重宗雄三君)　過半数と認めます。よつて本案は、委員会修正どおり議決せられました。

○議長(重宗雄三君)　日程第九　毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。
まず委員長の報告を求めます。社会労働委員長鈴木強君。

〔審査報告書は都合により第二十
二号末尾に掲載〕

右
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 毒物又は劇物の販売業

の登録を分けて、次のとおりとす
る。

一般販売業の登録

二 農業用品販賣業の登録 三 特定品目販賣業の登録

(販売品目の割引)

第四条の三 農業用品販売業の登

第六条の三 この法律で定めるもの
のほか、第四条の登録及び登録の
更新並びに前条の許可に関する必要
な事項は、政令で定める。
第七条の見出しを「(毒物劇物取扱
責任者)」に改め、同条第一項を次の
ように改める。

第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を分けて、一般毒物劇物取扱者試験及び特定品目毒物劇物取扱者試験とする。

三 その他厚生省令で定める事項
を変更したとき。
第十条第三項中「第三号」を「第四号」に改める。

第四条の三 農業用品目販売業の登録を受けた者は、農業上必要な毒物又は劇物であつて厚生省令で定めるもの以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は貯蔵し、運搬し、若しくは陳列してはならない。

2 特定品目販売業の登録を受けた者は、厚生省令で定める毒物又は劇物以外の毒物又は劇物を販売し、授与し、又は販売若しくは授

与の目的で貯蔵し、運搬し、若しくは処理してよなつ。

第五条中「左の各号に掲げる」を

「原生名」「定める」は「第三項」を「第四項」に、「前条」を「第四条」に改め、各号も同様。

第六条第二号を次のように改め
る。

二 製造業又は輸入業の登録にあ

つては、製造し、又は輸入し得うとする毒物又は劇物の品目

第六条の二第三項第四号中「第三項」を「第四項」に改め、同条の次に

次の二条を加える。

〔政令への委任〕

昭和三十九年四月二十一日 参議院会議録第十八号
毒物及び劇物取締法の一部を改正する法律案

第十三条中「左に掲げる」を「政令で定める」に改め、各号を削る。

第十五条の二中「毒物又は劇物」を「毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。
(事故の際の措置)

第十六条の二 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第十一条第二項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所又は警察署に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

第十七条第一項中「毒物、劇物」の下に、「第十二条第一項に規定する政令で定める物」を加える。
第十九条第一項中「第五条各号の基準」を「第五条の規定に基づく厚生省令で定める基準」に、「同条各号の基準」を「同条の規定に基づく厚生省令で定める基準」に改め、同条第四項中「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「これらの者がこの法律の規定に違反したとき」を「事故の際の措置」に改める。

第十二条第一項に規定する政令で定める物」を「政令で定める物」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「これらの者がこの法律の規定に違反したとき」を「事故の際の措置」に改める。

反したもの」を「これらの人との法規又はこれに基づく処分に違反する行為があつたとき」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 厚生大臣は、毒物又は劇物の製造業又は輸入業の毒物劇物取扱責任者について、都道府県知事は、販売業の毒物劇物取扱責任者について、その者にこの法律に違反する行為があつたとき、又はその者が毒物劇物取扱責任者として不適当であると認めるときは、その毒物又は劇物の製造業者、輸入業者又は販売業者に対して、その変更を命ずることができる。

第二十条第一項中「第二項又は第三項」を「第二項から第四項まで」に改め、「毒物劇物営業者」の下に「(同条第三項の処分をしようとする場合にあつては、その毒物劇物営業者及び同項に規定する毒物劇物取扱責任者とする。以下この条において同じ。)」を加え、同条第四項中「第二十一条を次のように改める。

(業務上取扱者の届出等)

第二十二条 政令で定める事業を行なう者であつてその業務上シアン化ナトリウム又は政令で定めるその他の毒物若しくは劇物を取扱う者は、事業場ごとに、その業

務上これらの毒物又は劇物を取り扱うこととなつた日から三十日以内に、厚生省令の定めるところに、厚生省令に掲げる事項を、その事業場の所在地の都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条、第八条、第十二条、第十三条第一項及び第三項、第十六

条の二、第十七条並びに第十九条第三項の規定は、第一項に規定する者(第二項に規定する者を含む。以下この条において同じ。)について準用する。

5 第十二条、第十三条第一項及び

第二十三条の二 この法律の規定に基づき政令又は厚生省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

6 厚生大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する者が第四項で準用する第七条若しくは第十二条の規定若しくは同項で準用する第十九条第三項の処分に違反していると認めるとき、又は前項に規定する者が同項で準用する第十二条の規定に違反していると認めると認めたとき、又はその者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

第二十四条第一号中「又は第三条の二」を「第三条の二、第四条の三又は第九条」に改め、同条第二号中「第一項」を「第四項及び第五項」に改め、同条第六号中「第三項」を「第四項」に改める。

第二十五条第一号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第五号を同条第六号とし、同条第四号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第四項及び第五項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第四項及び第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「第二十二条第一項」を「第二十二条第四項及び第五項」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 第十六条の二(第二十二条第一項及び第五項で準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第二十五条に次の二号を加える。

四 第七条、第八条、第十二条、第

七 第二十二条第一項から第三項

までに規定する届出を怠り、又は虚偽の届出をした者

別表を次のように改める。

一 エチルバラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト(別名E.P.N.)
二 黄燐
三 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
四 オクタメチルビロホスホルアミド(別名シユラーダン)
五 クラーレ
六 四アルキル鉛
七 シアン化水素
八 シアン化ナトリウム
九 ジエチルバラニトロフェニルチオホスフエイト(別名パラチオール)
十 ジニトロクレゾール
十一 二・四ジニトロ-六-ノール
十二 ジメチルエチルメタルカブト(別名エチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン))
十三 ジメチル-(ジエチルアミド)-エチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)
十四 ジメチルバラニトロフェニルチオホスフエイト(別名メチルチオホスフエイト(別名ダイアジルバラチオン))

十五 水銀

十六 セレン

十七 チオセミカルバジド

十八 テトラエチルピロホスフエイト(別名T.E.P.P.)

十九 ニコチン

二十 ニツケルカルボニル

二十一 硼素

二十二 弗化水素

二十三 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンンドジメタノナフタリン(別名エンドリソ)

二十四 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエビンオキサイド

二十五 モノフルオール酢酸アミド

二十六 モノフルオール酢酸アミ

二十七 硫化燐

二十八 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

二十九 クロルメチル

三十 クロロホルム

三十一 硅沸化水素酸

三十二 シアン酸ナトリウム

三十三 ジエチル-四-クロルフェニルメタルカブトメチジチオホスフエイト(別名パラチオール)

三十四 二・四ジビリジリウム-1・1-エチレンジプロミド

三十五 二・二-ジプロムエタン(別名E.D.B.)

三十六 ジプロムクロルプロパン(別名D.B.C.P.)

三十七 三・五-ジプロム-4-ヒドロキシ-, 四-ニトロアゾベンゼン

三十八 ジメチルエチルスルフィルイソプロピルチオホスフエイト

三十九 ジメチルエチルメタルカブト(ジエチルアミド)-エチルチオホスフエイト(別名メチルジメトン)

四十 ジメチル-2-二-ジクロロビリミジル-6-ジエチルホスフエイト(別名DD.V.P.)

五一 二-イソプロピル-4-メチルフエニルホスフエイト

五二 四-アソニア

五三 アニリン

五四 ジクロルブチン

六 エチル-N-(ジエチルジチオホスホリールアセチル)-N-メチルカルボメート

シクロヘキシルフェノール

三十二 二・四ジニトロ-6-ノルアセテート

三十三 二・四ジニトロ-6-メチルブロピル

三十四 二・四ジビリジリウム-1・1-エチレンジプロミド

三十五 二・二-ジプロムエタン

三十六 ジメチル-4-メチルメタルカブト(ジエチルアミド)-エチルチオホスフエイト

三十七 二・四ジプロム-4-ヒドロキシ-, 四-ニトロアゾベンゼン

三十八 ジメチルエチルスルフィルイソプロピルチオホスフエイト

三十九 ジメチルエチルメタルカブト(ジエチルアミド)-エチルチオホスフエイト

四十 ジメチル-2-二-ジクロロビリミジル-6-ジエチルホスフエイト(別名メチルジメトン)

四十一 ジメチルジチオホスホリルエニル酢酸エチル

三十 二・三-ジ-1-(ジエチルジチオホスホロ)-1-パラジオキサン

シクロヘキシルタリウム

三十一 二・四ジニトロ-6-

メチルジチオホスフエイト

三十二 二・四ジニトロ-6-

カルバミルメチル

三十三 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

三十四 二・四ジニトロ-6-

カルバミルメチル

三十五 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

三十六 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

三十七 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

三十八 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

三十九 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

四十 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

四十一 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

四十二 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

四十三 二・四ジニトロ-6-

メチルブロピルエノールジメチルアクリレート

四十四 二・四ジニトロ-6-

四十二 ジメチルジブロムジクロルエチルホスフエイト

四十三 ジメチルカルバジド

四十四 ジメチルメチルカルバミド

四十五 ジメチルメチルカルバミド

四十六 ジメチルメチルカルバミド

四十七 ジメチルメチルカルバミド

四十八 ジメチルメチルカルバミド

四十九 ジメチルメチルカルバミド

五十 オキサリル

五十一 硝酸

五十二 硝酸タリウム

五十三 水酸化カリウム

五十四 水酸化ナトリウム

五十五 スルホナート

五十六 テトラエチルメチレンジオキシド

五十七 トリエタノールアンモニウム

五十八 トリクロル酢酸

五十九 トリクロルヒドロキシエチル

六十 トリチオシクロヘプタジエチル

三一 二・四・六・七-テトラニ

トリル

六十一 トルイジン	八十一 ホルムアルデヒド
六十二 ナトリウム	八十二 無水クロム酸
六十三 ニトロベンゼン	八十三 メタノール
六十四 二硫化炭素	八十四 メチルスルホナール
六十五 発煙硫酸	八十五 N-メチル-1-ナフチルカルバメート
六十六 パラトルイレンジアミン	八十六 モノクロル酢酸
六十七 パラフェニレンジアミン	八十七 沃素
六十八 ピクリン酸。ただし、爆発薬を除く。	八十八 沃素
六十九 ヒドロキシルアミン	八十九 硫酸
七十 フエノール	九十一 硫酸亜鉛
七十一 ブラストサイジンS	九十二 ロダン酢酸エチル
七十二 ブロムエチル	九十三 ロテノン
七十三 ブロム水素	九十四 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する物であつて政令で定めるもの
七十四 ブロムメチル	七十五 ヘキサクロルエボキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン(別名デイルドリ
七十六 一・二・三・四・五・六-ヘキサクロルシクロヘキサン(別名リンデン)	七十六 一・二・三・四・五・
七十七 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン(別名アルドリン)	七十七 一・四・五・六・七・
七十八 ベタナフトール	七十八 一・四・五・六・七・ベタクロール-三・四・七・
七十九 一・四・五・六・七・ベタクロール-三・四・七・	七十九 一・四・五・六・七・ベタクロール-三・四・七・
八十 ベンタクロルフェノール	八十 ベンタクロルフェノール
(別名P.C.P.)	(別名P.C.P.)

ト	別表第三	1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において施行期日
	2 この法律の施行の際に改正前の毒物及び劇物取締法による毒物の毒物及び劇物取締法による毒物又は劇物の販売業の登録を受けている者は、次の表の上欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物の登録による毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者とみなす。	
	3 改正前の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者は、次の一欄に定める区分に従い、それぞれ同表の下欄に規定する改正後の毒物及び劇物取締法による毒物劇物取扱者試験に合格した者とみなす。	
	4 課目を限定しない毒物劇物取扱者試験に合格した者	農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者
	5 改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物の販売業者	農業上必要な毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者
	6 改正前の第八条第五項の規定により厚生大臣が指定する毒物又は劇物のみを取り扱う販売業者	農業用品販売業の登録
	7 証明書	一般販売業の登録
	8 証明書	農業用品販売業の登録
	9 証明書	農業用品販売業の登録
	10 証明書	農業用品販売業の登録
	11 証明書	農業用品販売業の登録
	12 証明書	農業用品販売業の登録
	13 証明書	農業用品販売業の登録
	14 証明書	農業用品販売業の登録
	15 証明書	農業用品販売業の登録
	16 証明書	農業用品販売業の登録
	17 証明書	農業用品販売業の登録
	18 証明書	農業用品販売業の登録
	19 証明書	農業用品販売業の登録
	20 証明書	農業用品販売業の登録
	21 証明書	農業用品販売業の登録
	22 証明書	農業用品販売業の登録
	23 証明書	農業用品販売業の登録
	24 証明書	農業用品販売業の登録
	25 証明書	農業用品販売業の登録
	26 証明書	農業用品販売業の登録
	27 証明書	農業用品販売業の登録
	28 証明書	農業用品販売業の登録
	29 証明書	農業用品販売業の登録
	30 証明書	農業用品販売業の登録
	31 証明書	農業用品販売業の登録
	32 証明書	農業用品販売業の登録
	33 証明書	農業用品販売業の登録
	34 証明書	農業用品販売業の登録
	35 証明書	農業用品販売業の登録
	36 証明書	農業用品販売業の登録
	37 証明書	農業用品販売業の登録
	38 証明書	農業用品販売業の登録
	39 証明書	農業用品販売業の登録
	40 証明書	農業用品販売業の登録
	41 証明書	農業用品販売業の登録
	42 証明書	農業用品販売業の登録
	43 証明書	農業用品販売業の登録
	44 証明書	農業用品販売業の登録
	45 証明書	農業用品販売業の登録
	46 証明書	農業用品販売業の登録
	47 証明書	農業用品販売業の登録
	48 証明書	農業用品販売業の登録
	49 証明書	農業用品販売業の登録
	50 証明書	農業用品販売業の登録
	51 証明書	農業用品販売業の登録
	52 証明書	農業用品販売業の登録
	53 証明書	農業用品販売業の登録
	54 証明書	農業用品販売業の登録
	55 証明書	農業用品販売業の登録
	56 証明書	農業用品販売業の登録
	57 証明書	農業用品販売業の登録
	58 証明書	農業用品販売業の登録
	59 証明書	農業用品販売業の登録
	60 証明書	農業用品販売業の登録
	61 証明書	農業用品販売業の登録
	62 証明書	農業用品販売業の登録
	63 証明書	農業用品販売業の登録
	64 証明書	農業用品販売業の登録
	65 証明書	農業用品販売業の登録
	66 証明書	農業用品販売業の登録
	67 証明書	農業用品販売業の登録
	68 証明書	農業用品販売業の登録
	69 証明書	農業用品販売業の登録
	70 証明書	農業用品販売業の登録
	71 証明書	農業用品販売業の登録
	72 証明書	農業用品販売業の登録
	73 証明書	農業用品販売業の登録
	74 証明書	農業用品販売業の登録
	75 証明書	農業用品販売業の登録
	76 証明書	農業用品販売業の登録
	77 証明書	農業用品販売業の登録
	78 証明書	農業用品販売業の登録
	79 証明書	農業用品販売業の登録
	80 証明書	農業用品販売業の登録
	81 証明書	農業用品販売業の登録
	82 証明書	農業用品販売業の登録
	83 証明書	農業用品販売業の登録
	84 証明書	農業用品販売業の登録
	85 証明書	農業用品販売業の登録
	86 証明書	農業用品販売業の登録
	87 証明書	農業用品販売業の登録
	88 証明書	農業用品販売業の登録
	89 証明書	農業用品販売業の登録
	90 証明書	農業用品販売業の登録
	91 証明書	農業用品販売業の登録
	92 証明書	農業用品販売業の登録
	93 証明書	農業用品販売業の登録
	94 証明書	農業用品販売業の登録
	95 証明書	農業用品販売業の登録
	96 証明書	農業用品販売業の登録
	97 証明書	農業用品販売業の登録
	98 証明書	農業用品販売業の登録
	99 証明書	農業用品販売業の登録
	100 証明書	農業用品販売業の登録
	101 証明書	農業用品販売業の登録
	102 証明書	農業用品販売業の登録
	103 証明書	農業用品販売業の登録
	104 証明書	農業用品販売業の登録
	105 証明書	農業用品販売業の登録
	106 証明書	農業用品販売業の登録
	107 証明書	農業用品販売業の登録
	108 証明書	農業用品販売業の登録
	109 証明書	農業用品販売業の登録
	110 証明書	農業用品販売業の登録
	111 証明書	農業用品販売業の登録
	112 証明書	農業用品販売業の登録
	113 証明書	農業用品販売業の登録
	114 証明書	農業用品販売業の登録
	115 証明書	農業用品販売業の登録
	116 証明書	農業用品販売業の登録
	117 証明書	農業用品販売業の登録
	118 証明書	農業用品販売業の登録
	119 証明書	農業用品販売業の登録
	120 証明書	農業用品販売業の登録
	121 証明書	農業用品販売業の登録
	122 証明書	農業用品販売業の登録
	123 証明書	農業用品販売業の登録
	124 証明書	農業用品販売業の登録
	125 証明書	農業用品販売業の登録
	126 証明書	農業用品販売業の登録
	127 証明書	農業用品販売業の登録
	128 証明書	農業用品販売業の登録
	129 証明書	農業用品販売業の登録
	130 証明書	農業用品販売業の登録
	131 証明書	農業用品販売業の登録
	132 証明書	農業用品販売業の登録
	133 証明書	農業用品販売業の登録
	134 証明書	農業用品販売業の登録
	135 証明書	農業用品販売業の登録
	136 証明書	農業用品販売業の登録
	137 証明書	農業用品販売業の登録
	138 証明書	農業用品販売業の登録
	139 証明書	農業用品販売業の登録
	140 証明書	農業用品販売業の登録
	141 証明書	農業用品販売業の登録
	142 証明書	農業用品販売業の登録
	143 証明書	農業用品販売業の登録
	144 証明書	農業用品販売業の登録
	145 証明書	農業用品販売業の登録
	146 証明書	農業用品販売業の登録
	147 証明書	農業用品販売業の登録
	148 証明書	農業用品販売業の登録
	149 証明書	農業用品販売業の登録
	150 証明書	農業用品販売業の登録
	151 証明書	農業用品販売業の登録
	152 証明書	農業用品販売業の登録
	153 証明書	農業用品販売業の登録
	154 証明書	農業用品販売業の登録
	155 証明書	農業用品販売業の登録
	156 証明書	農業用品販売業の登録
	157 証明書	農業用品販売業の登録
	158 証明書	農業用品販売業の登録
	159 証明書	農業用品販売業の登録
	160 証明書	農業用品販売業の登録
	161 証明書	農業用品販売業の登録
	162 証明書	農業用品販売業の登録
	163 証明書	農業用品販売業の登録
	164 証明書	農業用品販売業の登録
	165 証明書	農業用品販売業の登録
	166 証明書	農業用品販売業の登録
	167 証明書	農業用品販売業の登録
	168 証明書	農業用品販売業の登録
	169 証明書	農業用品販売業の登録
	170 証明書	農業用品販売業の登録
	171 証明書	農業用品販売業の登録
	172 証明書	農業用品販売業の登録
	173 証明書	農業用品販売業の登録
	174 証明書	農業用品販売業の登録
	175 証明書	農業用品販売業の登録
	176 証明書	農業用品販売業の登録
	177 証明書	農業用品販売業の登録
	178 証明書	農業用品販売業の登録
	179 証明書	農業用品販売業の登録
	180 証明書	農業用品販売業の登録
	181 証明書	農業用品販売業の登録
	182 証明書	農業用品販売業の登録
	183 証明書	農業用品販売業の登録
	184 証明書	農業用品販売業の登録
	185 証明書	農業用品販売業の登録
	186 証明書	農業用品販売業の登録
	187 証明書	農業用品販売業の登録
	188 証明書	農業用品販売業の登録
	189 証明書	農業用品販売業の登録
	190 証明書	農業用品販売業の登録
	191 証明書	農業用品販売業の登録
	192 証明書	農業用品販売業の登録
	193 証明書	農業用品販売業の登録
	194 証明書	農業用品販売業の登録
	195 証明書	農業用品販売業の登録
	196 証明書	農業用品販売業の登録
	197 証明書	農業用品販売業の登録
	198 証明書	農業用品販売業の登録
	199 証明書	農業用品販売業の登録
	200 証明書	農業用品販売業の登録
	201 証明書	農業用品販売業の登録
	202 証明書	農業用品販売業の登録
	203 証明書	農業用品販売業の登録
	204 証明書	農業用品販売業の登録
	205 証明書	農業用品販売業の登録
	206 証明書	農業用品販売業の登録
	207 証明書	農業用品販売業の登録
	208 証明書	農業用品販売業の登録
	209 証明書	農業用品販売業の登録
	210 証明書	農業用品販売業の登録
	211 証明書	農業用品販売業の登録
	212 証明書	農業用品販売業の登録
	213 証明書	農業用品販売業の登録
	214 証明書	農業用品販売業の登録
	215 証明書	農業用品販売業の登録
	216 証明書	農業用品販売業の登録
	217 証明書	農業用品販売業の登録
	218 証明書	農業用品販売業の登録
	219 証明書	農業用品販売業の登録
	220 証明書	農業用品販売業の登録
	221 証明書	農業用品販売業の登録
	222 証明書	農業用品販売業の登録
	223 証明書	農業用品販売業の登録
	224 証明書	農業用品販売業の登録
	225 証明書	農業用品販売業の登録
	226 証明書	農業用品販売業の登録
	227 証明書	農業用品販売業の登録
	228 証明書	農業用品販売業の登録
	229 証明書	農業用品販売業の登録
	230 証明書	農業用品販売業の登録
	231 証明書	農業用品販売業の登録
	232 証明書	農業用品販売業の登録
	233 証明書	農業用品販売業の登録
	234 証明書	農業用品販売業の登録
	235 証明書	農業用品販売業の登録
	236 証明書	農業用品販売業の登録
	237 証明書	農業用品販売業の登録
	238 証明書	農業用品販売業の登録
	239 証明書	農業用品販売業の登録
	240 証明書	農業用品販売業の登録
	241 証明書	農業用品販売業の登録
	242 証明書	農業用品販売業の登録
	243 証明書	農業用品販売業の登録
	244 証明書	農業用品販売業の登録
	245 証明書	農業用品販売業の登録
	246 証明書	農業用品販売業の登録
	247 証明書	農業用品販売業の登録
	248 証明書	農業用品販売業の登録
	249 証明書	農業用品販売業の登録
	250 証明書	農業用品販売業の登録
	251 証明書	農業用品販売業の登録
	252 証明書	農業用品販売業の登録
	253 証明書	農業用品販売業の登録
	254 証明書	農業用品販売業の登録
	255 証明書	農業用品販売業の登録
	256 証明書	農業用品販売業の登録
	257 証明書	農業用品販売業の登録
	258 証明書	農業用品販売業の登録
	259 証明書	農業用品

納期限までに完納されないときは、税関長にその担保として提供された財産の処分その他の処分を行なわせるものとする。

4 国税通則法第五十二条の規定

は、前項の処分について準用する。

(報告の徴取及び検査)

第九条 大蔵大臣は、必要があると認めるときは、保証団体に対し業務若しくは財産に関する報告をさせ、又はその職員をして保証団体の事務所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(条約の非締約国への便益提供)

第十条 保証団体が、国際団体に加盟している団体(国際団体との間に輸入税に関する保証契約を締結しているものに限る)で条約の締約国以外の政令で定める国にあるものを通じて発給した輸入税の保証を示す書類は、第二条第三号に

規定する一時輸入書類とみなして、条約及びこの法律を適用する。

(政令への委任)
第十一條 前各条に規定するもののほか、条約及びこの法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)
第十二条 第九条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せ、又は同項の規定による検査をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せた者は、五万円以下の罰金に処する。

第十三条 保証団体の代表者、代理人、使用人その他の従業者が保証団体の業務に關し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その保証団体に対して前条の刑を科する。

附 則
この法律は、条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。前条の刑を科する。

3 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(新谷寅三郎君登壇、拍手)

○新谷寅三郎君　ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、保険業法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、昭和三十七年に行なわれました商法の一部改正により、株式会社である保険会社に対し資産の評価についての改正規定が全面的に適用せられ

たことに伴い、相互会社である保険会社に対してもこれを準用することとともに、契約者の利益を確保するために、取引所の相場のある株式について、相当程度の含みのある場合には、一定の条件のもとに時価までの評価益

の計上を認めようとするものであります。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。

次に、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案について申し上げます。

本案は、自家用自動車の一時輸入に関する通関条約の批准に伴い、同条約を実施するため、國税法等の特例措置を講じようとするものであります。

そのおもな内容は、所定の要件を具備した者は、一時輸入書類により、関税及び物品税の免除を受けて自家用自動車等を輸入することができる」とし、ま

た、一時輸入書類の発給は保証団体に限られますので、保証団体になろうとする者は大蔵大臣の認可を要することとする等、所要の規定を設けております。

委員会における審議の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

質疑を終了し、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

た、一時輸入書類の発給は保証団体に限られますので、保証団体になろうとする者は大蔵大臣の認可を要することとする等、所要の規定を設けております。

まず委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣總理大臣　池田　勇人

附 則

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

附 則

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)の一部を次

年法律第百四十九号)に改める。

附 則

法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。運輸委員長米田正文君。

〔審査報告書は都合により第二十二号末尾に掲載〕

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

内閣總理大臣　池田　勇人

附 則

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

臨時船舶建造調整法の一部を改正する法律案

附 則

臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)の一部を次

年法律第百四十九号)に改める。

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

附 則

(地質構造調査の実施計画)

第二十条の二 事業団は、第十八条

第二項の認可を受けようとすると
きは、通商産業省令で定めるところにより、地質構造調査の実施計画を作成し、これを通商産業大臣に提出しなければならない。

2 事業団は、前項の規定により実

施計画を作成しようとするとき
は、通商産業省令で定めるところ

第二十条の六 政府は、予算の範囲

内において、政令で定めるところ
により、事業団に対し、地質構造
調査に要する費用の一部を補助す
る。

(都道府県の負担金)

第二十条の七 事業団が地質構造調
査を行なう地域の全部又は一部を
その区域に含む都道府県は、政令
で定めるところにより、当該地質
構造調査に要する費用の一部を負
担金として事業団に支払うものと
する。

(鉱業権者の負担金)

第二十条の八 事業団は、政令で定
めるとところにより、地質構造調査
を行なう地域内に存する鉱業権で
あつて第十八条第二項に規定する
金属鉱物を目的とするものに係る

2 前条第二項の規定は、前項の規
定による実施計画の変更に準用す
る。

第二十条の四 事業団は、第十八条
第二項又は前条第一項の認可が
あつたときは、遅滞なく、通商產

業省令で定めるところにより、當
該実施計画又はその変更に係る部

分の要旨を公示しなければなら
ない。

(都道府県知事との協議)

第二十条の五 通商産業大臣は、第
十八条第二項又は第二十条の三第
一項の認可をしようとするとき

は、関係都道府県知事に協議しな
ければならない。

(補助金)

第二十条の六 政府は、予算の範囲
内において、政令で定めるところ
により、事業団に対し、地質構造
調査に要する費用の一部を補助す
る。

(都道府県の負担金)

第二十条の七 事業団が地質構造調
査を行なう地域の全部又は一部を
その区域に含む都道府県は、政令
で定めるところにより、当該地質
構造調査に要する費用の一部を負
担金として事業団に支払うものと
する。

(鉱業権者の負担金)

第二十条の八 事業団は、第一項の規
定による実施計画の変更に準用す
る。

(土地等の立入り)

第二十条の十一 事業団は、地質構
造調査のためやむを得ない必要が
あるときは、その職員に他人の土
地又は鉱業権者若しくは租鉱権者
の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の
捨場その他これらに類する施設
(以下「事業場」という。)に立ち入
らせることができる。

2 事業団は、前項の規定によりそ
の職員に他人の土地又は鉱業権者
の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の
捨場その他これらに類する施設

で、納期限の翌日からその負担金
の額百円につき一日四錢の割合
で、納期限の翌日からその負担金
の完納の日又は財産差押え日の
前日までの日数により計算した延
滞金を徴収することができる。た
だし、通商産業省令で定める場合
は、この限りでない。

(強制徵收)

第二十条の九 事業団は、地質構造
調査のため行なつたボーリングに
よる負担金の納付義務者がそ

より金属鉱物の鉱床が発見された
場合において、当該金属鉱物の鉱
床が発見されたことにより利益を
受ける者があるときは、政令で定
めるところにより、その利益を受
ける限度において、該当ボーリン
グに要した費用に相当する金額の
全部又は一部を納付させるものと
する。

2 事業団は、前項の規定による納
付金を徴収したときは、政令で定
めるところにより、同項の規定に
よる納付金に相当する金額を国
庫、第二十条の七の負担金を支
払つた都道府県及び第二十条の
八の規定による負担金を納付した
鉱業権者に支払わなければなら
ない。

(土地等の立入り)

第二十条の十一 事業団は、地質構
造調査のためやむを得ない必要が
あるときは、その職員に他人の土
地又は鉱業権者若しくは租鉱権者
の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の
捨場その他これらに類する施設

で、納期限の翌日からその負担金
の額百円につき一日四錢の割合
で、納期限の翌日からその負担金
の完納の日又は財産差押え日の
前日までの日数により計算した延
滞金を徴収することができる。た
だし、通商産業省令で定める場合
は、この限りでない。

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
又は鉱業権者若しくは租鉱権者の
事業場に立ち入る職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
又は鉱業権者若しくは租鉱権者の
事業場に立ち入る職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

2 事業団は、第一項の規定による
立入りによつて損失を生じたとき
は、損害を受けた者に対し、これ
を補償しなければならない。

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
若しくは租鉱権者の事業場に立ち
入らせようとするときは、通商産
業権者若しくは租鉱権者は、正
当な理由がなければ、前条第一項

業大臣の承認を受けなければなら
ない。

3 第一項の規定により他人の土地
事業場に立ち入る職員は、あらか
じめ土地の占有者又は鉱業権者若
しくは租鉱権者に通知しなければ
ならない。ただし、宅地若しくは
かき、さく等で囲まれた土地又は
鉱業権者若しくは租鉱権者の事業
場に立ち入る場合を除き、あらか
じめ通知することが困難であると
きは、この限りでない。

4 日出前及び日没後においては、
土地の占有者又は鉱業権者若しく
は租鉱権者の承諾があつた場合を
除き、宅地若しくはかき、さく等
で囲まれた土地又は鉱業権者若しく
は租鉱権者の事業場に立ち入つ
ことは、この限りでない。

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
又は鉱業権者若しくは租鉱権者の
事業場に立ち入る職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

2 事業団は、第一項の規定による
立入りによつて損失を生じたとき
は、損害を受けた者に対し、これ
を補償しなければならない。

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
又は鉱業権者若しくは租鉱権者の
事業場に立ち入る職員は、その身
分を示す証明書を携帯し、関係人
に提示しなければならない。

2 事業団は、前項の規定によりそ
の職員に他人の土地又は鉱業権者
の坑道、採鉱場、選鉱場、土石の
捨場その他これらに類する施設

(土地等の立入り)

第二十条の十二 土地の占有者又は
若しくは租鉱権者の事業場に立ち
入らせようとするときは、通商産
業権者若しくは租鉱権者は、正
当な理由がなければ、前条第一項

の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(植物の伐採)

第二十条の十三 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、地質構造調査のた

めやむを得ない必要があつて障害となる植物を伐採しようとする場合において、その障害となる植物が山林、原野その他これらに類する土地にあつて、その伐採についてあらかじめ所有者の承諾を得ることが困難であり、かつ、植物の現状を著しく損傷しないときは、その承諾を得ないで伐採することができる。この場合においては、遅滞なく、その旨を所有者に通知しなければならない。

2 第二十条の十一第六項の規定

は、前項の場合に準用する。
(鉱物等の採取)

第二十条の十四 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地又は

鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

2 第二十条の十一第六項の規定

は、前項の場合に準用する。

二 第十八条第三項又は第二十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

(調査結果の公表等)

第二十条の十五 事業団は、地質構造調査が終了したときは、当該地

に報告するとともに、これを公表しなければならない。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第二十三条の二 事業団は、第二十二条第一項の業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

第二十九条の次に次の一条を加える。

(審査請求)

第二十九条の一 この法律に基づいてした事業団の処分に不服がある者は、通商産業大臣に対して行政

不服審査法(昭和三十七年法律第二百六十九号)による審査請求をすることができる。

第二十条の十四 第二十条の十一第一項の規定により他人の土地又は

鉱業権者若しくは租鉱権者の事業場に立ち入る職員は、地質構造調査のためやむを得ない必要があるときは、あらかじめ所有者若しくは占有者又は鉱業権者若しくは租鉱権者に通知して、必要な最少限度の量に限り、鉱物又は土石を採取することができる。

二 第十八条第三項又は第二十一条の通商産業省令を定めようとするとき。

第七章中第二十三条の前に次の二条を加える。

規定に違反して第二十条の十一第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行行為者を罰するほか、その法

人又は人に対しても同項の刑を科する。

第二十九条の次に次の二条を加える。

(所得税法の一部改正)

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱促進事業団」を「金属鉱物探鉱融資事業団」に改める。

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱促進事業団」という名称

又は同法の規定によつて金属鉱物探鉱促進事業団がした手続その他

の行為とみなす。

(経過規定)

第三条 この法律の施行の際現に金

属鉱物探鉱促進事業団といふ名称

を用いている者については、改正後の第六条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第四条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第六条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条 第二条 改正前の第一条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する金

(印紙税法の一部改正)

第五条 印紙税法(明治三十一年法律第五十四号)の一部を次のよう

に改正する。

第五条第六号ノ十二ノ三中「金

属鉱物探鉱融資事業団」を「金

属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

第六条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のよう

に改正する。

第三条第一項第十号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金属鉱物探鉱促進事業団」に改める。

第七条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のよう

に改正する。

第八条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第九条 第二条 改正前の第二条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する金

額を「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金

属鉱物探鉱促進事業団」に改め

る。

第七十二条の四第一項第二号中「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金

属鉱物探鉱促進事業団」に改め

る。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)

第二条 改正前の第二条の規定により設置された金属鉱物探鉱融資事業団は、この法律の施行の日において、改正後の同条に規定する金

額を「金属鉱物探鉱融資事業団」を「金

属鉱物探鉱促進事業団」に改め

る。

中田 吉雄君	小酒井義男君
中村 正雄君	村尾 重雄君
椿 繁夫君	大和 与一君
木村禪八郎君	野溝 勝君
松本治一郎君	羽生 三七君
曾祢 益君	

右多数をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月二日

外務委員長 黒川 武雄

参議院議長重宗雄三殿

國務大臣

内閣総理大臣

外務大臣

厚生大臣

農林大臣

通商産業大臣

運輸大臣

郵政大臣

國務大臣

内閣法制局長官

経理府総務長官

公正取引委員会委員長

大蔵政務次官

通商産業省

軽工業局長

大蔵委員長

新谷寅三郎

[第十五号参照]

審査報告書

原子力の非軍事的利用に関する協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

一日を「公布の日」に改める。

附則第一項中「昭和三十九年四月

明治二十五年第三種郵便物認可

要領書

一、委員会の決定の理由
この議定書は、わが国の原子力研究事業の拡大発展に伴う研究用特殊核物質の需要増大にかんがみ、現行協定に基づいてわが国が米国から購入し得る研究用特殊核物質の量の制限を撤廃し、両国間で合意される量だけ購入し得ることとしようとするものであつて、適當な措置と認めた。

なお、施行期日及び関連条項について修正を加えた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。なお昭和三十九年度予算においては、国立学校特別会計の歳入及び歳出として、それぞれ一千三百九十四億五千九百三十七万六千円が計上されている。

一、費用
別に費用を要しない。
添えて、報告する。

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月三日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

附則第四項中「この法律施行の際」を「昭和三十九年四月一日において」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由
本法案は、国立学校の充実に資するとともに、その経理を明確に一般会計と区分して経理することとしようとするものであつて、適當な措置と認めた。

なお、施行期日及び関連条項について修正を加えた。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。なお昭和三十九年度予算においては、国立学校特別会計の歳入及び歳出として、それぞれ一千三百九十四億五千九百三十七万六千円が計上されている。

別に費用を要しない。
添えて、報告する。

右多数をもつて別冊の通り修正すべきものと議決した。よつて要領書を添えて、報告する。

昭和三十九年四月三日

大蔵委員長 新谷寅三郎

参議院議長重宗雄三殿

合衆国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求める件

一日を「公布の日」に改める。

附則第一項中「昭和三十九年四月

定価 一部 十五円
(ただし良質紙は二十円)

発行所

東京都港区赤坂表町二番地

大蔵省印刷局

電話 東京 天一

官報

（代）（代）（代）（代）